

盲・聾学校における高等部の入学者選抜制度

障害児教育教室* 渡 部 昭 男

Entrance System to Upper Secondary Departments of Special Schools for the Deaf and Blind in Japan

Akio WATANABE

1979年度の養護学校教育の義務化以降の障害児教育の大きな課題の一つは、後期中等教育の整備である。養護学校に関しては、高等部への進学希望の高まりを受けて、目下、高等部の整備が進められている最中であり、次第に希望者全入制を採るところが増えている。これに対して、1948年度から学年進行で義務制が実施された盲・聾学校では、戦前からの職業教育の蓄積の上に戦後早くから高等部が整備され、今日の進学率は90%を越えて100%に近く、ほぼ希望者全員入学(以下、希望者全入と略す)の状況にある。

ところで、盲・聾・養護学校の高等部への入学にあたっては、高等学校(以下、高校)と同様に高等部は義務制でないために、「入学の許可、入学者の選抜、学力検査」について定めた学校教育法施行規則第59条の適用(一部を除く)を受けることとなる。すなわち、「第1項 高等学校の入学は、第54条の3の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査(以下本条中「学力検査」という。)の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が、これを許可する」及び「第2項 学力検査は、特別の事情のあるときは、これを行わないことができる」が準用され、学力検査の実施いかんにかかわらず法規的には何らかの形で「入学者の選抜」を行うこととなっている。ただし、「第3項 公立の高等学校に係る学力検査は、当該高等学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が、これを行う」は準用されず、「学力検査」を行う際には、教育委員会ではなく個々の学校が独自に実施することが認められている。

盲・聾・養護学校の高等部に学校教育法施行規則第59条を準用し、高等部の入学に際して何らかの「選抜」を行うことは、非義務制の後期中等教育として高校との整合性を保つ意味では根拠があるようにも思われる。しかし、視点を変えれば、能力主義的な「選抜」になじまない、または配慮を必要とする障害児に「選抜」を課すことが果たして妥当であるのかという疑念をも生じる。

こうした問題意識から、本稿では、ほぼ希望者全入の状況にある盲・聾学校の高等部に関して、法規上予定された入学者選抜制の下で、実際には希望者全入を含めてどのような「入学者の選抜」が行われているのかを明らかにする。

* Department of Special Education, Faculty of Education, Tottori University.

キーワード：盲・聾学校、高等部、入学者選抜、希望者全入

分析の素材として、教育委員会および各盲・聾学校から収集した高等部の入学者募集要項等を用いた。資料の収集は、次の2つの調査を通じて行った。第一には、全国の47都道府県教育委員会および12政令指定都市教育委員会に対して、「『盲・聾・養護学校高等部生徒募集要項』の収集について」と題した依頼文を発送し（1993年12月1日付け）、1994年度ないし1993年度（さらに新旧比較のために1989年度）の「高等部生徒募集要項」等の資料を収集した。第二には、全国の分校を含む盲学校70校および聾学校107校（典拠：文部省『1994年度版 全国学校総覧』原書房 1993）に「『学校要覧』及び『高等部生徒募集要項』の送付等について」と題した依頼文を発送し（1994年6月8日付け）、1994年度の「高等部生徒募集要項」並びに『学校要覧』等の資料を収集した。

教育委員会、各学校から送付されたものに、さらに筆者が独自に収集したものを加えて、本稿の執筆にあたり参照した「高等部生徒募集要項」等の一覧は資料1のとおりである。

1. 盲学校

1. 高等部の学科開設状況¹⁾

1994年度において高等部を設置している盲学校は、都道府県立64校（1分校を含む）中の54校（他に、静岡県立静岡盲学校には高等部分室がある）、市立3校中の3校、国立1校中の1校、私立2校中の2校である。この内、高等部のみ設置した高等部単置校は3校（北海道高等、都立文京、私立埼玉県熊谷²⁾）である。1都道府県の盲学校2校以上に高等部があるのは、埼玉県（県立1校、私立1校）、東京都（都立2校、国立1校）、神奈川県（県立1校、市立1校、私立1校）、新潟県（県立2校）、長野県（県立2校）、愛知県（県立2校）、大阪府（府立1校、市立1校）、兵庫県（県立2校、市立1校）、福岡県（県立3校）であり、38道府県は1高等部のみであった。表1に、国・私立を除く公立57校における高等部の入学者選抜を一覧にした。

設置学科は、高等部のいわゆる本科においては、普通科が57校中の56校（普通科がないのは兵庫県立淡路のみ）、保健医療科が51校と圧倒的に多く、他に、音楽科が2校（京都府立、大阪府立）、家政科が1校（千葉県立千葉）、生活技能科が1校（福岡県立福岡）である。

専攻科においては、理療科（3年制）が57校の全てにあり、他に保健医療科（3年制）が23校、理学療法科（3年制）が2校（大阪府立、徳島県立）、音楽科が2校（京都府立—3年制、大阪府立—2年制）、情報処理科（2年制）が1校（大阪府立）、普通科（1年制）が1校（京都府立）である。なお、京都府立盲学校には研究部理療科（1年制）も設けられている（専攻科研修科は徳島県立、福岡県立福岡でも開設準備中）。

2. 定員

定員に関する何らかの記述があったのは、42校である。

その内、具体的な人数を定めない記述としては、「別に定める」1校（山梨県立）、「未定」1校（滋賀県立）、「若干名」7校（山形県立山形、福島県立、長野県立長野、同松本、島根県立、香川県立、高知県立）1学科（徳島県立普通科）であった。

人数を示した32校1科において、旧々標準法（1974～78年度の5年計画）の「10人」が13校（宮城県立、群馬県立、富山県立、京都府立、奈良県立、鳥取県立鳥取、岡山県立岡山、福岡県立福岡、同柳河、同北九州、熊本県立、大分県立、鹿児島県立）2科（神奈川県立平塚本科、徳島県立専攻科）、旧標準法（1980～91年度の12年計画）の「9人」が14校（北海道高等、青森県立、岩手県立、

資料1. 公立盲・聾・養護学校における高等部の入学者選抜に関する要項等の資料一覧

北海道		茨城	
①-6	北海道教育委員会告示第107号「平成6年度北海道立特殊教育諸学校の幼稚部・高等部及び高等部専攻科の入学者の募集について」	①-5	募集人員に関する定め
②-6	北海道高等部聾学校入学のしおり	②-5・6	茨城県立盲学校高等部入学者募集要項
		③-5・6	茨城県立聾学校幼稚部及び高等部入学者募集要項
青森		栃木	
①-1・5・6	青森県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部入学者選抜要項	①-5・6	県立特殊教育諸学校幼稚部、高等部及び高等部専攻科入学者選抜実施細則
②-6	青森県立盲学校高等部入学者募集要項	②-6	栃木県立盲学校募集要項
③-6a	青森県立聾学校高等部入学者募集要項		
③-6b	青森県立聾学校高等部入学案内	群馬	
岩手		①-1・5・6	群馬県立盲学校幼稚部幼児及び高等部生徒募集要項
①-6	岩手県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部並びに専攻科入学選考要項(入学者選考方針・入学者選考要項・入学者選考事務要領)	②-1・5・6	群馬県立聾学校高等部生徒募集要項
②-7	岩手県立盲学校高等部入学募集要項	埼玉	
③-6	岩手県立一関聾学校高等部入学者募集要項	①-5	埼玉県立盲・ろう・養護学校幼稚部・高等部入学選考実施要項
		②-6	埼玉県立盲学校高等部募集案内
宮城		③-6	埼玉県立坂戸ろう学校高等部生徒募集案内
①-6	宮城県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部並びに専攻科入学者選考要項(入学者選考方針・入学者選考要項・入学者選考事務要領)	④-6	埼玉県立大宮ろう学校高等部生徒募集案内
②-6	宮城県立盲学校高等部・専攻科募集要項	千葉	
秋田		①-1	千葉県立盲学校、聾学校及び養護学校(幼稚部・高等部)入学者募集・選考について
①-1	秋田県立特殊教育学校幼稚部、高等部及び専攻科入学志願者募集要項	①-5	千葉県立盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の入学者募集・選考について
①-5・6	秋田県立盲・聾・養護学校幼稚部、高等部及び専攻科入学志願者募集要項	②-6a	千葉県立千葉盲学校高等部普通科・家政科入学者選抜要項
②-1・5	秋田県立盲学校高等部募集案内	②-6b	千葉県立千葉盲学校高等部理療科入学試験要項
②-6a	秋田県立盲学校高等部生徒募集案内	東京	
②-6b	秋田県立盲学校高等部専攻科生徒募集案内	①-1	東京都立盲・ろう・養護学校(幼稚部・高等部)入学者募集要項
③-1a・5a	秋田県立聾学校高等部募集案内	①-5a・6a	東京都立盲・ろう・養護学校(高等部)入学者募集要項
③-1b・5b	秋田県立聾学校高等部専攻科募集案内	①-6b	東京都立盲・ろう・養護学校高等部入学案内
③-6a	秋田県立聾学校高等部生徒募集案内	①-5b	東京都立盲・ろう・養護学校 入学相談実施要項(高等部)
③-6b	秋田県立聾学校高等部専攻科生徒募集案内	①-6c	都立ろう学校高等部入学案内
山形		②-6a	東京都立文京盲学校 普通科志願者のみなさんへ
①-5a	山形県立山形盲学校高等部入学者選考実施要項	②-6b	東京都立文京盲学校 保健理療科・理療科志願者のみなさんへ
①-5b・6b	山形県立山形盲学校高等部生徒募集要項	③-6a	東京都立八王子盲学校高等部普通科生徒募集案内
①-5c・6c	山形県立山形盲学校高等部理療科(専攻科)生徒募集要項	③-6b	東京都立八王子盲学校高等部理療科(職業課程)生徒募集案内
②-5a	山形県立山形聾学校高等部・専攻科入学者選考実施要項	神奈川	
②-6a	山形県立山形聾学校高等部及び高等部(専攻科)入学者選考実施要項	①-5	神奈川県立盲・聾・養護学校幼稚部幼児及び高等部生徒入学定員
②-5b	山形県立山形聾学校高等部・専攻科生徒募集要項	②-5・6a	神奈川県立平塚盲学校の幼稚部及び高等部の入学者の募集及び選抜要項
②-6b	山形県立山形聾学校高等部及び高等部(専攻科)生徒募集要項	②-1・6b	神奈川県立平塚盲学校(幼稚部幼児・高等部生徒)志願の手びき
福島		②-6c	神奈川県立平塚盲学校高等部受験案内(本科普通科)
①-6	福島県立盲学校、聾学校、養護学校高等部入学者選抜実施要項	②-6d	神奈川県立平塚盲学校高等部受験案内(本科保健理療科)
②-6a	福島県立盲学校高等部入学者選抜実施要項	②-6e	神奈川県立平塚盲学校高等部受験案内 入試B専攻科(理療科・保健理療科)
②-6b	福島県立盲学校高等部入学者募集要項	③-1	神奈川県立平塚ろう学校(幼稚部幼児・高等部生徒)志願の手びき
③-6	福島県立聾学校高等部入学者選抜募集要項		

注1) 各教育委員会調査(1993年12月)および各盲・聾学校調査(1994年6月)により収集した。なお、筆者が別途に収集したものも加えた。

2) 要項等は、都道府県段階の一括資料、各盲学校の資料、各聾学校の資料、市立関連の資料の順に、文書名等の異なるものごとに列挙した。

3) 教育委員会告示等は、タイトル名または冒頭文を「」内に示した。

4) 資料は、都道府県別に〇数字番号-年度数字(例えば、1は1989〔平成元〕年度、5は1993〔平成5〕年度を示す)-アルファベットで類別整理した。

③-5	神奈川県立平塚ろう学校の幼稚部及び高等部の入学者の募集及び選抜要綱	愛知	①-1・5	愛知県立盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の入学者募集要項
④-5	横浜市立盲学校高等部生徒募集要項		②-6	愛知県立名古屋盲学校入学者募集要項
④-6 a	横浜市立盲学校高等部普通科生徒募集要項		③-6 a	愛知県立岡崎盲学校入学者選考実施要項
④-6 b	横浜市立盲学校高等部専攻科理療科・保健医療科生徒募集要項		③-6 b	愛知県立岡崎盲学校高等部普通科・保健医療科募集要項
⑤-5	横浜市立聾学校高等部生徒募集要項		③-6 c	愛知県立岡崎盲学校専攻科理療科募集要項
⑥-6	川崎市立聾学校 幼稚部幼児・高等部生徒募集の手びき		④-6	愛知県立一宮聾学校高等部入学者募集要項
⑦-6	機須賀市立ろう学校志願のてびき（付一高等部入学学力検査日程）		⑤-6	愛知県立名古屋聾学校入学者募集案内
			⑥-6 a	愛知県立豊橋聾学校高等部入学者選考実施要項
			⑥-6 b	愛知県立豊橋聾学校高等部生徒募集要項
新 潟		三 重		
①-1	新潟県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部入学者選抜要項	①-1・5・6	三重県立盲学校高等部・高等部専攻科入学者募集要項	
①-5・6 a	新潟県立特殊教育諸学校高等部入学者選抜要項	②-1・5	三重県立聾学校幼稚部・高等部・高等部専攻科入学者募集要項	
①-6 b	教育委員会公告「平成6年度 県立特殊教育諸学校幼稚部及び高等部の幼児・生徒募集について」	②-6	三重県立聾学校高等部・高等部専攻科入学者募集要項	
②-6	新潟県立新潟盲学校入学要項	滋 賀		
③-6	新潟県立新潟聾学校高等部選抜要項	①-6	滋賀県立障害児教育諸学校幼稚部・高等部の幼児・生徒入学者募集および選考に関する要項	
		②-?	滋賀県立盲学校高等部入学案内	
富 山		京 都		
①-5	富山県立盲学校、ろう学校及び養護学校高等部・幼稚部入学者選抜実施要項	①-6	京都府立盲学校、聾学校の幼稚部・高等部等及び養護学校の高等部入学希望者募集要項	
①-6	同・別表のみ	②-6	京都府立聾学校高等部生徒募集要項	
②-6	富山県立盲学校幼稚部・高等部入学者募集要項	大 阪		
③-6 a	富山県立富山ろう学校入学者募集要項（案）	①-5・6	大阪府公立養護教育諸学校幼稚部・高等部入学者決定実施要項	
③-6 b	富山県立富山ろう学校入学検査実施要項（案）	②-6 a	大阪府立盲学校高等部募集案内	
④-6 a	富山県立高岡ろう学校 高等部・幼稚部入学者選抜実施要項	②-6 b	大阪府立盲学校高等部本科普通科・音楽科入学案内	
④-6 b	富山県立高岡ろう学校 高等部入学者募集要項	②-6 c	大阪府立盲学校高等部専攻科音楽科入学案内	
		②-6 d	大阪府立盲学校高等部専攻科情報処理科入学案内	
		②-6 e	大阪府立盲学校高等部専攻科保健医療科及び理療科入学案内	
		②-6 f	大阪府立盲学校高等部専攻科理学療法科入学案内	
		③-6	大阪府立生野高等聾学校高等部本科・専攻科入学案内	
		④-5	大阪府立堺聾学校高等部本科入学検査実施要項	
		④-7 a	大阪府立堺聾学校専攻科歯科技工科募集要項	
		④-7 b	大阪府立堺聾学校専攻科歯科技工科入学案内	
		⑤-6	大阪市立聾学校高等部（専攻科）生徒募集要項	
		兵 庫		
		①-6	兵庫県立盲学校高等部入学者選考要綱	
		②-1・5	兵庫県立盲学校幼稚部及び高等部生徒募集要項	
		②-6	兵庫県立盲学校入学案内	
		③-6	兵庫県立淡路盲学校高等部生徒募集要項	
		④-1・5	兵庫県立神戸聾学校（本科・専攻科）生徒募集要項	
		⑤-6	兵庫県立姫路聾学校高等部（本科・専攻科）生徒募集要項	
		⑥-5・6	神戸市立盲学校・養護学校入学案内	
		⑦-?	神戸市立盲学校入学案内	
		奈 良		
		①-5	奈良県立盲学校幼稚部・高等部入学者募集要項	
		①-? a	奈良県立盲学校高等部・専攻科入学案内	
		①-? b	奈良県立盲学校高等部保健医療科入学案内	
		①-? c	奈良県立盲学校専攻科理療科入学案内	
		①-? d	奈良県立盲学校高等部・専攻科の入学相談・模擬テスト・応募手続き	
		②-5・6	奈良県立ろう学校幼稚部・高等部入学者募集要項	
		和歌山		
		①-5 a	学第1355号「平成5年度和歌山県立特殊教育諸学校幼稚部・高等部入学者募集要項について（通知）」	
		静 岡		
①-6	静岡県立浜松盲学校入学案内			
②-6	静岡県立沼津聾学校高等部入学者募集要項			
		石 川		
①-1・5	石川県立盲学校高等部生徒募集要項			
①-6	石川県立盲学校入学案内（高等部生徒募集要項を含む）			
②-1・5	石川県立ろう学校幼稚部幼児・高等部生徒募集要項			
②-6 a	石川県立ろう学校高等部生徒募集要項			
②-6 b	石川県立ろう学校高等部入学案内			
		福 井		
①-1・5	福島県立盲学校、ろう学校および養護学校の幼稚部および高等部の入学者選考実施要項			
②-6 a	福島県立ろう学校 高等部の入学者選考要項			
②-6 b	福島県立ろう学校 高等部専攻科の入学者選考要項			
		山 梨		
①-5	県立盲・ろう・養護学校入学者選抜実施の概要			
②-5・6	山梨県立盲学校入学者選抜実施要項			
③-5・6	山梨県立ろう学校入学者選抜実施要項			
		長 野		
①-6	長野県報「公告 平成6年度長野県立盲学校及びろう学校の幼稚部の幼児及び高等部の生徒並びに養護学校高等部の生徒を次にとり募集する」			
②-6	長野県長野盲学校入学志願者募集案内			
②-?	長野県長野盲学校高等部理療科のご案内			
③-6	長野県松本盲学校入学志願者募集案内			
④-6	長野県立長野ろう学校高等部入学志願者募集要項			
		岐 阜		
①-5	岐阜県立盲学校、聾学校及び養護学校の高等部入学者選考要項			
②-6	岐阜県立岐阜盲学校高等部入学志願者募集要項			
		静 岡		
①-6	静岡県立浜松盲学校入学案内			
②-6	静岡県立沼津聾学校高等部入学者募集要項			

- ①-5 b 学第1356号「平成5年度和歌山県立特殊教育諸学校幼稚部・高等部入学者募集定員等について(通知)」
- ②-6 和歌山県立和歌山盲学校幼稚部・高等部入学者募集要項
- ③-6 和歌山県立和歌山ろう学校高等部生徒募集要項
- 鳥取**
- ①-1・5・6 鳥取県立鳥取盲学校高等部・専攻科生徒募集要項
- ②-1 鳥取県立鳥取聾学校高等部生徒・幼稚部幼児募集要項
- ②-5・6 鳥取県立鳥取聾学校高等部生徒募集要項
- 鳥根**
- ①-1・5 盲・ろう・養護学校幼稚部・高等部・専攻科募集の概要
- ②-5 鳥根県立盲学校高等部入学者選抜実施要綱
- ②-6 鳥根県立盲学校高等部入学者選抜実施要項
- ③-5・6 鳥根県立松江ろう学校高等部本科及び専攻科生徒募集要項
- ④-5・6 鳥根県立浜田ろう学校高等部生徒募集要項
- 岡山**
- ①-6 a 岡山県立岡山盲学校入学選抜学力検査実施要項
- ①-6 b 岡山県立岡山盲学校入学案内
- ②-6 a 岡山県立岡山聾学校高等部入学者募集要項
- ②-6 b 岡山県立岡山聾学校高等部体験入学資料
- 広島**
- ①-6 広島県立盲学校入学案内
- ②-6 広島県立広島ろう学校高等部入学案内
- ③-6 a 広島県立広島ろう学校(呉分校)高等部生徒入学要項
- ③-6 b 広島県立広島ろう学校(呉分校)入学案内
- ④-6 広島県立尾道ろう学校高等部生徒募集要項
- 山口**
- ①-6 山口県立盲学校入学検査・仮入学実施要項
- ②-6 山口県立聾学校高等部生徒募集要項
- 徳島**
- ①-5 a 徳島県立盲学校高等部専攻科理学療法科生徒募集選抜要項
- ①-5 b 徳島県立盲学校高等部専攻科理学療法科生徒募集選抜要項
- ①-7 a 徳島県立盲学校高等部本科普通科生徒募集(案)
- ①-7 b 徳島県立盲学校高等部本科保健医療科生徒募集(案)
- ①-7 c 徳島県立盲学校高等部専攻科理学療法科生徒募集(案)
- ①-7 d 徳島県立盲学校高等部専攻科理学療法科生徒募集(案)
- ①-7 e 徳島県立盲学校高等部専攻科研修科生徒募集(案)
- ②-5・6 徳島県立聾学校高等部(専攻科)生徒募集要項
- 香川**
- ①-1 a・5・6 香川県立盲学校高等部生徒募集要項
- ①-1 b 香川県立盲学校高等部入学案内
- ②-1 香川県立聾学校及び専攻科第1学年生徒募集要項
- ②-5 a 香川県立聾学校高等部第1学年生徒募集要項
- ②-5 b 香川県立聾学校高等部専攻科第1学年生徒募集要項
- 愛媛**
- ①-6 愛媛県立特殊学校高等部入学者選抜実施要項
- ②-6 愛媛県立聾学校高等部入学者選抜実施について
- 高知**
- ①-5 高知県立盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部又は高等部入学志願者取扱要項
- ②-5 高知県立盲学校幼稚部又は高等部入学志願者募集要項
- ③-5 a・6 高知県立高知ろう学校幼稚部又は高等部入学志願者募集要項
- ③-5 b 高知県立高知ろう学校高等部学科の説明
- 福岡**
- ①-5 福岡県立特殊教育諸学校高等部入学者選考要項
- ②-6 a 福岡県立福岡盲学校高等部入学者募集要項
- ②-6 b 福岡県立福岡盲学校入学案内
- ③-6 福岡県立福岡盲学校幼稚部及び高等部入学者募集要項
- ④-6 a 福岡県立福岡高等聾学校本科生徒募集要項
- ④-6 b 福岡県立福岡高等聾学校専攻科生徒募集要項
- 佐賀**
- ①-5 佐賀県立特殊教育諸学校入学者募集要項
- ①-6 佐賀県立特殊教育諸学校幼稚部・高等部入学者募集要項
- ②-6 a 佐賀県立盲学校高等部普通科・保健医療科入学者選抜要項
- ②-6 b 佐賀県立盲学校高等部専攻科理学療法科入学者選抜要項
- ③-6 佐賀県立ろう学校高等部入学者募集・選抜要項
- 長崎**
- ①-5・6 長崎県立盲学校高等部入学者判定実施要項
- ②-5・6 a 長崎県立ろう学校高等部入学者募集要項
- ②-6 b 長崎県立ろう学校高等部入学案内
- ②-6 c 長崎県立ろう学校 専攻科へのすすめ
- 熊本**
- ①-5・6 a 熊本県立盲学校高等部(普通科・保健医療科)入学者選抜要項
- ①-6 b 熊本県立盲学校高等部(専攻科理学療法科)入学者選抜要項
- ①-6 c 熊本県立盲学校高等部生徒募集要項
- ②-5・6 a 熊本県立熊本聾学校高等部本科入学者選抜要項
- ②-6 b 熊本県立熊本聾学校高等部専攻科入学者選抜要項
- ②-6 c 熊本県立熊本聾学校高等部本科入学者募集要項
- ②-6 d 熊本県立熊本聾学校高等部専攻科入学者募集要項
- 大分**
- ①-5 大分県立盲学校高等部の教育
- ②-5 大分県立聾学校高等部入学者募集要項
- ②-6 大分県立聾学校高等部生徒募集要項
- 宮崎**
- ①-6 a 県立盲学校高等部入学者募集要項
- ①-6 b 宮崎県立盲学校入学のおしり
- ②-6 県立聾学校幼稚部及び高等部入学者募集要項
- ③-6 宮崎県立都城ろう学校高等部生徒募集要項
- 鹿児島**
- ①-6 鹿児島県立盲学校・聾学校・養護学校の高等部及び盲学校・聾学校の専攻科並びに聾学校幼稚部の募集案内
- ②-6 a 鹿児島県立鹿児島盲学校高等部入学者選考要綱
- ②-6 b 鹿児島県立鹿児島盲学校高等部本科入学者募集要項
- ②-6 c 鹿児島県立鹿児島盲学校高等部専攻科入学者募集要項
- ③-6 a 鹿児島県立鹿児島聾学校高等部(本科)入学者選考実施要項
- ③-6 b 鹿児島県立鹿児島聾学校高等部(専攻科)入学者選考実施要項
- 沖縄**
- ①-5 沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部並びに高等部入学者選抜実施要項
- ①-6 a 沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部入学者選抜実施要項
- ①-6 b 沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校の高等部入学者選抜実施要項
- ①-6 c 沖縄県立盲学校高等部専攻科入学者選抜実施要項
- ②-6 沖縄県立沖縄盲学校幼稚部並びに高等部生徒募集要項
- ③-6 沖縄県立沖縄ろう学校高等部募集要項

茨城県立，栃木県立，埼玉県立，横浜市立，石川県立，静岡県立浜松，愛知県立名古屋，同岡崎，兵庫県立，同淡路，宮崎県立）2科（秋田県立専攻科，神奈川県立平塚本科），新標準法（1993～98年度の6年計画）の「8人」が3校（新潟県立新潟，同高田，佐賀県立）1科（秋田県立本科）であった。なお，人数に「約」をつけて幅を持たせていたところが5校1科あった。

定員に関する記述のなかったのは，15校である。その中には，定員に関して定めた資料を未入手のところの他に，意識的に定員を定めていない（明示していない）ところがあると推定される。

3. 重複障害学級

「アンケート」『学校要覧』等によって把握した限りにおいて，高等部に重複障害学級を設置していたのは41校（図1：認可年度判明40校，不明1校）であり，すべて本科の普通科であった。未設置は16校であるが，これらの中にも，教員を加配したり，校内操作で重複障害学級を設けたり，教育課程上のコースや類型を設けている学校がある。

4. 入学者選抜に関連した用語

入学者選抜に関するキーワード的な用語としては，まず選ぶ行為を表現する用語として，「選抜」が15校，「選考」が31校であり，「選考」の方が多かった。しかし，都道府県および教育委員会段階と各学校段階で使用が異なったり，「選抜」「選考」を併用したり（4校），いずれにおいてもその結果に関しては「合格」ないし「合格者」の用語を使用しているところが少なくなく，両者の意味を厳密に区分して用いているものか否かについては判然としなない。他には，「（入学）検査」（静岡県立浜松，山口県立，徳島県立，香川県立，大分県立，宮崎県立），「入学者の決定」（京都府立，大阪府立，大阪市立），「入学調査」（都立八王子，広島県立），「入学相談・学力調査」（都立文京），「入学考査」（徳島県立），「入学者判定」（長崎県立）があった。なお，都立八王子盲学校は，学力検査が選抜試験でないことを明記していた。

結果を表現する用語としては，「合格」「合格者」が44校と最も多かった。他には，「入学許可候補者（入学許可予定者）」（埼玉県立，千葉県立千葉，都立文京，同八王子，山梨県立，滋賀県立，岡山県立岡山），「入学予定者」（大阪府立，大阪市立），「入学許可」（長野県立長野，同松本），「入学の可否」（石川県立），「入学決定」（神戸市立）があった。

5. 志願手続き

志願手続きとしては，願書，調査書の提出を基本に，健康診断書，眼科診断書，住民票などが加わる。眼科診断書は，盲学校の特色である。なお，専攻科の場合は，調査書に代えて卒業（見込み）証明書・成績証明書，診断書に代えて障害者手帳の写しなどのこともある。全体としては，学校によって必要書類に幅があり，また同一校の中学部から進学する場合は省略できるものも少なくない。

6. 学力検査・面接・諸検査

資料が未入手等のために判明しなかったところを除いて，残る49校すべてが学力検査を実施していた。学力検査は，墨字，拡大文字，点字，テープ，口頭（口述）等の出題・解答のメニュー方式を採るところが多く，一般的に点字の場合には時間延長が認められている。

主な学科について見ると，普通科（判明は計48校）では，国語，社会，数学，理科，英語の5教科を行うところが42校と多く，4教科以下のところは6校（国数英の3教科—埼玉県立，都立八王

子, 山梨県立, 岡山県立岡山, 広島県立: 国数の2教科一北海道高等)であった。教科に加えて, 作文(埼玉県立, 都立文京, 同八王子), 一般常識(長野県立長野)を追加するところもある。

中途障害者の入学も少なくない本科の保健医療科(判明は計40校)では, 国社数理英の5教科を行うのは16校(うち1校は, 5教科に一般常識を追加)であり, 4教科以下が24校と多かった。具体的には, 英語を除くところが多く, 国社数理+作文(滋賀県立), 国社数理(岩手県立, 栃木県立, 岐阜県立岐阜, 三重県立, 神戸市立, 奈良県立, 島根県立, 岡山県立岡山, 徳島県立, 香川県立, 福岡県立柳河), 3教科+小論文(新潟県立新潟), 3教科(宮城県立, 茨城県立, 兵庫県立, 高知県立), 2教科+総合(石川県立), 2教科+一般常識(広島県立), 2教科(愛知県立名古屋, 鳥取県立鳥取), 1教科+作文(山梨県立, 大分県立), 1教科(神奈川県立平塚)であった。

専攻科(判明は計47校)では, 本科の普通科および職業学科(保健医療科等)の双方からの進学者があること, 教科に加えて科目が登場することなどから, 卒業学科による選択指定や教科・科目の選択など, 何らかの選択制を採るところが25校もあった。そして, 教科・科目に加えたり代えたりして, (一般)教養・(一般)常識・一般基礎学力(栃木県立, 群馬県立, 都立八王子, 神奈川県立平塚, 長野県立長野, 静岡県立浜松, 神戸市立, 奈良県立, 広島県立, 鹿児島県立鹿児島), 小論文(青森県立, 群馬県立, 埼玉県立, 千葉県立, 神奈川県立平塚, 横浜市立, 新潟県立新潟, 岐阜県立岐阜, 愛知県立名古屋, 同岡崎, 奈良県立, 香川県立, 長崎県立), 作文(都立文京, 同八王子, 滋賀県立, 兵庫県立淡路, 岡山県立岡山), 総合(石川県立)を設定するところが少なくない。中には, 教科・科目を課さないところも見られた(栃木県立, 静岡県立浜松, 神戸市立)。

上記の学力検査に加えて, 面接および適性検査(普通科を除く)を実施するところが大多数であった。なお, 面接は本人・保護者の双方(同伴を含む)のところもある。他に, 障害に関する調査, 健康診断などが加わることがある。

ところで, 重複障害者の場合に選考方法を別途に記載しているところがある。具体的には, 学力検査・作文を発達検査に代替(埼玉県立), 学力検査を別方法に代替(千葉県立千葉), 面接と健康診断(神奈川県立平塚, 新潟県立新潟), 準じた検査(山梨県立), 国数の特別問題と生活適性検査(愛知県立岡崎), 別方法(滋賀県立), 別途の検査と面接(鹿児島県立鹿児島)等である。また, 福岡県立福岡盲学校の生活技能科は重複障害者のための学科であるが, 学力検査はなく, 知能検査, S-M社会生活能力検査, 機能検査, 面接(本人・保護者), 健康診断が行われている。

7. 発表

結果の発表方法は, 郵便・電話等による通知, 文書の交付, 学校における掲示, 学校における発表(文書の交付, 掲示等の区別は不明)などによって行われていた(数種類の組み合わせもあり)。

8. 併願

盲学校の各学科間, 他高等部, 公立高校等との併願の禁止を記載していたのは7校1科であった。逆に, 盲学校の学科間で併願が可能なることを明記していたところもあった。

9. 二次募集

定員割れした場合等に二次募集することを記載していたのは19校であった。

表1 公立盲学校における高等部入学者選抜の状況

(1994 渡部作成)

学 校 名 (創設年度)	学 科 (開設年度)	資料年 県:校	定員	重 複 (開設年)	用 語	志願手続き	学力検査	面接・諸検査	発表	併願	2次	備 考
北海道高等(高) (1974分離独立)	普通科	94	24	[6](?)*	選考 合格者	願, 調 写真	国, 数	面接, 障害状況 調査	通・掲		○	* []内:定員には重複障害学級6人を含む。 * ()内:重複障害学級の最初の開設認可年。 ○印=第二次募集あり(ありうる)。
	理療保健療科						学力検査(教科?)					
青森県立 (1967統合新設)	普通科(73) 理療保健療科(73)	94	9	Aコース (教育課 程上の重 複コース)	選抜 (選考) 合格者	願, 調, 眼 卒業(見込み) 証明書, 他	国, 社, 数, 理, 英	面接, 適性検査	通・校			口頭受験可。 * aは普通科:国I・II, 数I, 社①選, 理①選, 英I。bは保健療科卒:国I, 数I, 基礎医学I・II。
	理療科(76)						a/b*+小論文					
岩手県立 (1911創設)	普通科(69) 理療保健療科(73)	94	12	[3](85)	選考 合格者	願, 調, 健, 眼 家庭調査書	国, 社, 数, 理, 英** 国, 社, 数, 理	面接 +適性検査(普 通科を除く)	通・掲	可	○	1948年度から高等部設置。 筆記試験は点字または普通文字。 * 英**または保健療科一般から1教科選択。 **英には聞き取りテストを含む。
	理療科(73)						国社数理+選①*					
宮城県立 (1914創設)	普通科(71) 理療保健療科(73)	94	10	[?](89)	選考 合格者	願, 調, 健 個人調査書	国, 社, 数, 理, 英 国, 社, 数	面接, 適性検査	通・交		○	1948年度から高等部設置。 受験方法(墨字, 点字, 口頭)の選択可。 点字時間延長あり。
	理療保健療科(94)						国社数理+選①(英 or保健療科一般)					
秋田県立 (1912創設)	普通科(73) 理療保健療科(73)	94	8	[?](76)	選考 合格者	願, 調*, 眼 学習成績一覧表	国, 社, 数, 理, 英 (国には作文を含む)	面接 体力・機能検査	通			1948年度から高等部設置。 * 調査書または成績証明書。 受験方法(墨字, 点字, 口頭)の選択可。
	理療科(73)						国, 社, 理					
山形県立山形 (1913創設)	普通科(72) 理療保健療科(73)	94	若干 若干	B類型 (教育課 程上の重 複学級)	選考 合格	願, 調, 眼 卒業(見込み) 証明書	国, 社, 数, 理, 英	面接 +適性検査(普 通科を除く)	通・校			1948年度から高等部設置。 点字時間延長あり。口頭受験可。 * 英I, 現代社会, 理I, 基礎医学から選①。 本科調理科=1967~1989(10月)廃止。
	理療科(66)						国I・数I, 選①*					
福島県立 (1898創設)	普通科(73) 理療保健療科(73)	94	若干 若干	[?](83)*	選抜 合格者	願, 調, 健	国, 社, 数, 理, 英	面接, 障害等調 査	通・掲	禁 *** 可 ****		1948年度から高等部設置。*1986年度まで。 **生成・科学分野。 ***学科間, 高校との併願禁止。志願変更可。 ****本科保健療科との併願可。
	理療科(76)						国I, 数I, 理I** 現代社会, 英I					
茨城県立 (1908創設)	普通科(73) 理療保健療科(73)	93	9	[?](75)	選考 合格者	願, 調, 健, 眼	国, 社, 数, 理, 英 選②*	面接(本人・保 護者), 健康診断	通・校		○	1948年度から高等部設置。 * 社, 数, 理から2教科選択。 ** 社, 数I, 理Iから2教科選択。
	理療保健療科(91) 理療科(74)						国I, 社, 選①** 国社数理英から選③					
栃木県立 (1909創設)	普通科(71) 理療保健療科(73)	94	12	[3](74)*	選抜 合格者	願, 調, 眼 学習成績一覧表 (専攻科を除く)	国, 社, 数, 理, 英 国, 社, 数, 理	面接, 機能検査	通・掲			1948年度から高等部設置。 *一時中断した後, 93年度から再開。
	理療科(74)						一般教養					

注1) 学科の上段は本科(3年課程), 下段は専攻科(3年課程)である。定員, 学力検査など学科で異なる事項は個々に表示した。一部の学科に関連する事項は「+」記号に続けて表示した。
 2) 資料とした選考要項・募集要項等の年度を, 都道府県段階の一括資料は「県」の欄に, 各学校別の資料は「校」の欄に, 入試年度(西暦)で示した(資料1の盲学校関連資料の和暦に対応)。
 3) 入学手続きに必要な書類の内, 入学願書一願, 調査書一調, 健康診断一健, 眼科診断書一願と略記した。他は, できる限り略さず示した。
 4) 学力検査は, 分かる範囲で教科・科目名を記載した。選①は1教科選択の略で, 選択の範囲は備考欄に示した。
 5) 結果の発表方法について, 通知(郵便・電話等)一通, 文書の交付一交, 学校にて発表一校, 掲示発表一掲と略記した。
 6) 学科の開設年度は, 各校からの回答に基づいて, 主に1972年の「盲学校及び聾学校の高等部の学科を定める省令」一部改正以降の改組年度を表示した(一部に前身学科の発足年度が表示されている)。
 7) 要項等に記載されていない為に表示されていないが, 実際には実施されている事項(例:口頭受験, 点字時間延長など)があることに留意のこと。

(表1-その2)

学 校 名 (創設年度)	学 科 (開設年度)	資料年 限:校	定員	重 複 (開設年)	用 語	志願手続き	学力検査	面接・諸検査	発表	併願	2次	備 考
群 馬 県 立 (1927創設)	普 通 科 (73)	× 94	10	[?](73)	合格	願, 調, 眼	国, 社, 数, 理, 英	面接(本人・保護者)健康調査, +適性検査(普通科を除く)	校			1948年度から高等部設置。 1994年度より本科保健医療科を専攻科改組。 *一般教養 I (社・英), II (数・理), 小論文 (600~800字程度)。
	理 療 科 (76)		10									
	保 健 理 療 科 (94)		10									
埼 玉 県 立 (1908創設)	普 通 科 (73)	93:94	21	[?](73)	入学選考 入学許可候補者	願, 調, 健, 眼 +住民票(普) +成績証明書 (専攻科)	国, 数, 英, 作文*	面接, 諸検査 面接, 適性検査	通・掲 禁			1948年度から高等部設置。 *または発達検査。 併願は原則禁止, 志願先の変更可。
	理 療 科 (74)		9									
	保 健 理 療 科 (90)		9									
千 葉 県 立 千 葉 (1912創設)	普 通 科 (67)	93:94	記入なし	[?](74)	選考 合格者 入学者選抜 入学許可候補者	願, 調, 健 +家庭調査書・ 住民票(普・家) +個人調査書・ 履歴書・卒業証 明書(理療科)	国, 社, 数, 理, 英 ?	面接(本人・保護者) 健康調査 +生活適応能力 (理)	通・掲 禁			1948年度から高等部設置。 学力検査が困難な場合には別途の方法による。 公立高校との併願禁止。
	普 家 政 科 (72)											
	保 健 理 療 科 (73)											
都 立 文 京 (高) (1908創設)	普 通 科 (62)	94:94	記入なし	[?](73)	入学相談 学力調査 入学許可候補者 の決定	願, 調, 健 住民票, 50円	国, 社, 数, 理, 英	作文, 面接, 健康診断 +保健調査(普通科) +機能検査(専攻科)	交	可	○	1948年度から高等部設置。 1962年度より高等部単独校。 進学区域制を採っている。 専攻科の2学科間での併願可。
	保 健 理 療 科 (90)											
	理 療 科 (62)											
都 立 八 王 子 (1930創設)	普 通 科 (73)	94:94	記入なし	[?](77)	入学調査 入学許可候補者 の決定	願, 調, 健 住民票, 50円	国, 数, 英	作文 面接 健康診断 +機能検査(理 療科)	交		○	学力調査が選抜試験でないことを明記。
	保 健 理 療 科 (78)											
	保 健 理 療 科 (90)											
神 奈 川 県 立 平 塚 (1910創設)	普 通 科 (73)	93:94	10	[?](77)	選抜 合格者	** 願, 調, 健, 眼 **専攻科は卒業 (見込み)証明書	国, 社, 数, 理, 英 国	志願者面接 +保護者面接(普) +健康診断(本科) +身体機能検査(普通科を除く)	交			受検方法(墨字, 点字, テープ, 口述)の 選択可。 重複障害者は面接と健康診断のみ。 *1994年度より若干名の推薦入学枠を含む。
	保 健 理 療 科 (73)		10									
	理 療 科 (76)		9*									
市・横 浜 市 立 (1888創設)	普 通 科 (73)	× 94	9	[?](82)	合格者	願, 調, 健, 眼 成績証明書 卒業証明書 障害者手帳写し	国, 社, 数, 理, 英	面接 健康診断 +作業検査(普通科) +身体機能検査 (専)	校			1950年度から高等部設置。 1990年度より本科保健医療科を専攻科改組。
	保 健 理 療 科 (90)		9									
	理 療 科 (73)		9									
新 潟 県 立 新 潟 (1907創設)	普 通 科 (73)	94:94	記入なし	[?](76)*	選抜 合格者	願, 調, 眼 保健調査書 家庭調査書 履歴書	国, 社, 数, 理, 英 選③**, 小論文	面接 健康診断	通		○	1948年度から高等部設置。 *普通科B(重複)は学力検査なし。 **国, 社, 数, 理, 英から3教科選択。
	保 健 理 療 科 (73)											
理 療 科 (73)												
新 潟 県 立 高 田 (1887創設)	普 通 科 (48)	94 ×		[?](79)	選抜 合格者	?	?					
	保 健 理 療 科 (48)											
理 療 科 (51)												
富 山 県 立 (1907創設)	普 通 科 (73)	93:94	約20	[?](73)	選抜 合格者	願, 調, 健, 眼	国, 社, 数, 理, 英 の基本的学力	面接 運動機能検査 視機能検査	掲	可	○	1948年度から高等部設置。 *保健医療科卒は理に替えて保健医療の選 択可。数学, 英語から1教科選択。 **理療科は保健医療科との併願が望ましい。
	保 健 理 療 科 (73)		約10									
理 療 科 (73)												

(表1-その3)

学 校 名 (創設年度)	学 科 (開設年度)	資料年 県・校	定員	重 複 (開設年)	用 語	志願手続き	学力検査	面接・諸検査	発表	併願	2 次	備 考
石 川 県 立 (1908創設)	普 通 科 (73)	× 94	約 9	[?](77)	入学選考 入学の可否	願, 調, 健, 眼 環境調査書 + 履歴書 (普通 科を除く)	国, 社, 数, 理, 英 国, 数, 総合 国, 数, 総合	面接, 視力検査 + 職業適性検査 (普通科を除く)	通			1948年度から高等部設置。
	保 健 理 療 科 (90)		約 9									
	理 療 科 (75)		約 9									
福 井 県 立 (1913創設)	普 通 科 (72)	93 ×		[?](87)	選考 合格者	願, 調 その他		観察及び面接 健康診断 保護者との教育 相談等	通			1949年度から高等部設置。
	保 健 理 療 科 (73)											
山 梨 県 立 (1918創設)	普 通 科 (73)	93:94		[?](86)	選考 入学許可予定者	願, 調, 健 住民票	国(作文含), 数, 英 国, 作文 国 I, 数 I, 選①*	面接, 機能検査	掲	本科 可 ○		1948年度から高等部設置。 点字時間延長, 口頭受検可。 普通科の重複障害者は準じた検査を実施。 * 現代社会, 理 I から 1 教科選択。
	保 健 理 療 科 (73)											
長 野 県 立 長 野 (1900創設)	普 通 科 (72)	94:94	若干 若干	[?](86)	選考 入学許可	願, 調, 健, 眼 卒業 (見込み) 証明書	国, 社, 数, 理, 英 一般常識	面接	通			
	保 健 理 療 科 (73)		若干									
長 野 県 立 松 本 (1912創設)	普 通 科 (72)	94:94	若干 若干	[?](86)	選考 入学許可	願, 調, 健, 眼 卒業 (見込み) 証明書	?	面接 + 適性検査 (普 通科を除く)	通			1948年度から高等部設置。
	保 健 理 療 科 (73)		若干									
岐 阜 県 立 岐 阜 (1894創設)	普 通 科 (73)	93:94		記入 なし	選考 合格者	願, 調, 健, 眼 住民票抄本 個人調査票	国, 社, 数, 理, 英 国, 社, 数, 理 現社, 理 I, 小論文	面接 (本人・保 護者), 健康診断	校			1948年度から高等部設置。 1 回だけ志願変更可。
	保 健 理 療 科 (73)											
静 岡 県 立 浜 松 (1921創設)	普 通 科 (73)	× 94	9 9		入学検査 合格発表	願, 調, 健, 眼	国, 社, 数, 理, 英 小論文, 一般常識	面接 肢体機能検査	校			本科学家政科・音楽科—1990廃止。
	理 療 科 (73)		18									
愛 知 県 立 名 古 屋 (1901創設)	普 通 科 (48)	93:94	約 9	C 類型 *	選考 合格者	願, 調, 健, 眼 住民票 卒業 (見込み) 証明書	国, 社, 数, 理, 英 国, 数 国社数理英, 小論文	面接 健康診断 + 職業適性検査 (普通科を除く)	通・掲			* 教育課程上の重複扱い。 学力検査得点の閲覧可能 (本人・保護者)。
	保 健 理 療 科 (48)		約 9									
	理 療 科 (51)		約 9									
愛 知 県 立 岡 崎 (1901創設)	普 通 科 (71)	93:94	約 9		選考 合格者	願, 調, 健, 眼 卒業 (見込み) 証明書	国, 社, 数, 理, 英 * 重複障害コースあり 国数 I, 選①**, 小論	面接(本人・保護者), 健康診断 (外部者) + 職業適性検査 (普 通科を除く)	通・掲			1949年から高等部設置。 * 国, 数の特別問題および生活適性検査で 実施。 ** 数 I, 英 I から 1 教科選択。
	保 健 理 療 科 (70)		約 9									
	理 療 科 (76)		約 9									
三 重 県 立 (1919創設)	普 通 科 (73)	× 94		[?](83)	選考 合格者	所定の出願書類	国, 社, 数, 理, 英 国, 社, 数, 理 国 I, 数 I, 選①(生 物・化学・物理)	面接 + 機能検査 (普 通科を除く)	通			1948年度から高等部設置。 口頭受検可。
	保 健 理 療 科 (73)											
	理 療 科 (76)											

(表1-その4)

学 校 名 (創設年度)	学 科 (開設年度)	資料年 限:校	定員 重 複 (開設年)	用 語	志願手続き	学力検査	面接・諸検査	発表	併願	2次	備 考	
滋 賀 県 立 (1908創設)	普 通 科 (73) 保 健 理 療 科 (73) 理 療 科 (75)	94:94	未定 未定 未定	[?](79)	選考 入学許可予定者	願, 調*, 眼 *個人調査報告 受検票	国, 社, 数, 理, 英 国社数理, 作文 国社数理**, 作文	面接, 健康診断	通	公立 高校と併 願祭	1948年度から高等部設置。 重複障害学級の受検は別方法。 **社は日本史, 世界史, 現社, 地理より選①, 理は物理, 化学, 生物, 地学より選①。	
京 都 府 立 (1878創設)	普 通 科 保 健 理 療 科 音 楽 科 普 通 科 保 健 理 療 科 音 学 科 研 ・ 理 療 科	94: ×	10 10 10 10 10 10	[?](73)	選考 入学者の決定	願, 調 I II, 眼 報告書		面接	通		高等部普通科には軽度重複, 中度重複, 重 度重複の3種のクラスを設置。 研究部理療科は1年制。	
大 阪 府 立 (1914創設)	普 通 科 (48) 音 学 科 (24) 音 報 処 理 科 (24) 情 報 理 療 科 (92) 保 健 理 療 科 (90) 理 療 学 科 (53) 理 療 法 科 (64)	94: 94	記入 なし	[?](88)	入学者の決定 入学予定者	願, 調 住民票	?	面接, 健康診断 +適性検査 (普 通科を除く)	禁	○	専攻科の2学科 (音楽科・情報処理科) は 2年制。	
市 ・ 大 阪 市 立 (1900創設)	普 通 科 (50) 保 健 理 療 科 (73) 保 健 理 療 科 (94) 理 療 科 (54)	94: ×		[?](75)	入学者の決定 入学予定者	願, 調 住民票		面接, 健康診断 +適性検査 (普 通科を除く)	禁	○	1948年度から高等部設置。 高等部本科および専攻科の音楽科(1948~) は, 1994年度より募集停止。 重複学級としてBCの2類型の教育課程。	
兵 庫 県 立 (1905創設)	普 通 科 (70) 保 健 理 療 科 (48) 理 療 科 (50) 保 健 理 療 科 (91)	× 94	18 18	[?](73)	入学選考試験 合格者	願, 調, 健, 眼 卒業証明書 住民票 入学願書副申書	国, 社, 数, 理, 英 国, 社, 国, 社, 数, 理, 英 国, 社, 理	面接, 校医検診 +機能検査 (普 通科を除く)	通・掲	禁	○	重複学級としてABCの3類型の教育課程。 受検方法 (墨字, 点字, 口頭) の選択可。 専攻科の社は現社・地理・歴史, 他教科は 各I。
兵 庫 県 立 淡 路 (1948創設)	保 健 理 療 科 (73) 理 療 科 (73)	× 94	9 9		合格者	願, 調, 健, 眼 卒業証明書, 住 民票, 副申書	国, 社, 数, 理, 英 国, 理, 作文・	面接 視力検査 適性検査	校	○	1961年度に理療科別科を設置。 1回のみ志願変更可。 *学力検査を一般教養, 専門, 実技に代替 可。	
市 ・ 神 戸 市 立 (1939創設)	普 通 科 (72) 保 健 理 療 科 (72) 理 療 科 (71)	94: 94	記入 なし	[?](79)	入学決定	願, 調, 健, 眼 写真	国, 社, 数, 理, 英 国, 社, 数, 理 一般基礎学力	面接 +機能検査 (普 通科を除く)	通	○	1948年度から高等部設置。 重複学級として2類型の教育課程。 眼科診断書または身体障害者手帳, 調査書 または卒業証明書。	
奈 良 県 立 (1920創設)	普 通 科 (73) 保 健 理 療 科 (73) 理 療 科 (73)	93: 94	? 10 10	[?](91)	入学者の選考	願, 調, 眼 個人調査書 卒業 (見込み) 証明書	国, 社, 数, 理, 英 国, 社, 数, 理 国 I, 教養, 小論文	面接, 健康診断 +機能検査 (普 通科を除く)	通	○	重複学級としてABの2類型の教育課程。 原則として筆記解答, 口頭受検可。	
和 歌 山 県 立 和 歌 山 (1918創設)	普 通 科 (70) 保 健 理 療 科 (73) 保 健 理 療 科 (90) 理 療 科 (73)	93: 94	記入 なし	[?](76)	入学者の選考 入学者選抜 合格	願, 調, 眼 卒業 (見込み) 証明書 身体障害者手帳 の写し	国, 社, 数, 理, 英 国社数理英から選④ 選④・	面接 +適性検査 (普 通科を除く)	通	○	1948年度から高等部設置。 受検方法 (墨字, 点字, 口頭) の選択可, 点字時間延長あり。 重複学級としてC1~3の3類型の教育課程。 *国, 社, 数, 理, 英, 基礎医学から選④。	

(表1-その5)

学 校 名 (創設年度)	学 科 (開設年度)	資料年 原:校	定員	重 複 (開設年)	用 語	志願手続き	学力検査	面接・諸検査	発表	併願	2次	備 考
鳥 取 県 立 鳥 取 (1910創設)	普 通 科 (73) 保 健 理 療 科 (73) 理 療 科 (75)	× 94	10 10 10		入学者の選抜 合格者	願, 調, 健, 眼 卒業 (見込み) 証明書	国, 社, 数, 理, 英 国, 社 国, 数, 理, 英*	面接, 適性検査	通・校			1948年度から高等部設置。 受検方法 (墨字, 点字, 口頭) の選択可。 *保健医療科卒業者は数または英を保健医療に代替可。
島 根 県 立 (1905創設)	普 通 科 (73) 保 健 理 療 科 (73) 理 療 科 (73)	93:94	若干 若干 若干	[?](82)	入学者選抜 合格	願, 健, 眼 卒業 (見込み) 証明書 成績証明書	国, 社, 数, 理, 英 国, 社, 数, 理 国 I, 現社, 選②*	面接 健康調査 +身体機能検査 (普通科を除く)	通			1948年度から高等部設置。 *数 I, 理 I, 保健医療から 2 科目選択。
岡 山 県 立 岡 山 (1908創設)	普 通 科 (67) 保 健 理 療 科 (73) 保 健 理 療 科 (93) 理 療 科 (73)	× 94	15 20 10 10	[?](90)	入学者選考 入学許可予定期 合格	願, 健, 眼 卒業 (見込み) 証明書 成績証明書	国, 数, 理, 英 国, 社, 数, 理 国, 社, 数, 作文, 選①*	普通科はなし +理療適性検査 (普通科を除く) +面接・身体検査 (外部者)	通	可 可		口頭受検可。 *社, 英から 1 教科選択。
広 島 県 立 (1914創設)	普 通 科 (73) 保 健 理 療 科 (73) 理 療 科 (73) 保 健 理 療 科 (91)	× 94	記入 なし	[?](79)	入学調査 合格者	願, 調 成績証明書 卒業 (見込み) 証明書, 写真	国, 数, 理, 英 国, 一般常識, 選①* 国, 一般常識, 数* 英・保健医療で選①*	面接 身体検査 +職業適性検査 (普通科を除く) (保護者同伴も可)	通			1948年度から高等部設置。 *数, 英から 1 科目選択。
山 口 県 立 (1905創設)	普 通 科 (73) 保 健 理 療 科 (73) 理 療 科 (73) 保 健 理 療 科 (90)	× 94	記入 なし	[?](77)	入学検査 合格	願, 調, 健, 眼	国, 社, 数, 理, 英 選③*	面接 身体検査 (内科 眼科) 運動機能検査	通・掲		○	*国 I (漢文を除く), 数 I, 英 I, 社会 (現社, 日本史, 地理, 総合社会から選①), 理科 (理 I, 物理, 化学, 生物, 総合理科から選①), 基礎医学から 3 教科選択。
徳 島 県 立 (1931創設)	普 通 科 (73) 保 健 理 療 科 (73) 理 療 科 (76) 理 学 療 法 科 (73)	× 95	若干 約10 約15	[?](84)	入学考査 選抜 合格	願, 調, 健, 眼 受検票 写真	国, 社, 数, 理, 英 国, 社, 数, 理 国, 社, 数, 理, 英 国英各 I II, 選①*	面接 +身体機能検査 (普通科を除く) +眼科健康診断 (必要者のみ)	通・校	本 科 可 専 攻 科 可	○	*数 I, 理 I, 物理, 化学, 生物, 生理学 から 1 科目選択。 1995年度より専攻科研修科を設置予定。
香 川 県 立 (1907創設)	普 通 科 (73) 保 健 理 療 科 (73) 理 療 科 (76)	× 94	若干 若干 若干	[?](83)	検査 合格	願, 調, 健, 眼 個人調査書	国, 社, 数, 理, 英 国, 社, 数, 理 国, 小論文, 選③*	面接 健康診断 +諸機能検査 (普通科を除く)	校		可**	1948年度から高等部設置。 口頭受検可。 *数, 社, 理, 英, 保健医療から選③。 **保健医療科との併願可。
愛 媛 県 立 松 出 (1907創設)	普 通 科 (73) 保 健 理 療 科 (73) 理 療 科 (73)	94 ×			選抜 合格者	願, 調, 健	?	面接				専攻科に保健医療科を開設準備中。
高 知 県 立 (創設)	普 通 科 保 健 理 療 科 理 療 科	93:93	若干 若干 若干		選考 合格者	願, 健 住民票, 入学調 査書, 卒業証明 書, 成績証明書	国, 社, 数, 理, 英 国, 社, 数 国, 選③*	面接 (本人・保 護者) +適性検査 (普 通科を除く)	通・掲	可		2 学科間で併願可。 *社, 数, 理, 解剖・生理, 臨床医学, 保 健医療臨床論から 3 教科選択。

(表1-その6)

学 校 名 (創設年度)	学 科 (開設年度)	資料年 県・校	定員 (開設年)	用 語	志願手続き	学力検査	面接・諸検査	発表	併願	2次	備 考
福岡県立福岡 (1910創設)	普通科(73)	93・94	10	入学者選考 合格	願, 調, 眼 履歴書	国, 社, 数, 理, 英 国, 社, 数, 理, 英 知能検査, S-M検査	面接・ 健康診断 +機能検査(普 通科を除く)	校			1948年度から高等部設置。 *生活技能科は本人・保護者面接。 出願後の志願変更1回可。 1996年度より福岡高等専門学校に改組。1999 年度より専攻科に保健医療科, 研修科開設。
	保健医療科(73)		10								
	生活技能科(90)		10								
福岡県立柳河 (1909創設)	普通科(73)	93・94	10	選考 入学検査 合格	願, 調*, 眼 卒業(見込み) 証明書	国, 社, 数, 理, 英 国, 社, 数, 理	面接 内科検診 医療適性検査	校			1948年度から高等部設置。 *または成績証明書。 出願後の志願変更1回可。 **保健医療科卒は解剖・生理・病理・衛生。
	保健医療科(73)		10								
	理 療 科(76)		10								
福岡県立北九州 (創設)	普通科(73)	93・×	10	選考 合格	願, 調 必要書類		面接 健康診断 身体機能検査	校			出願後の志願変更1回可。
	保健医療科		10								
	理 療 科		10								
佐賀県立 (1924創設)	普通科(73)	94・94	8	入学者選抜 選考 合格	願, 調, 健, 眼	国, 社, 数, 理, 英 国社数理, 選①・	面接 視力機能検査	通・校			口頭受検可。 *国I II, 社(現社, 地理, 日本史, 世界 史), 数I II(電子計算機を除く), 理I, + 英I IIまたは基礎医学Iから選①。
	保健医療科(73)		8								
	理 療 科(76)		8								
長崎県立 (1898創設)	普通科(73)	×・94	[?](73)	入学者判定 合格	願, 調, 健, 眼 卒業(見込み) 証明書	国, 社, 数, 理, 英 国, 社, 数, 理, 英 +小論文*	面接 健康診断 適性検査	校		○	本科保健医療科は1994年度から専攻科に改組。 1次募集以外の学科に2次募集可。 *保健医療科卒・外部受験者は, 国理社・ 小論文, +英・数・基礎医学から選①
	保健医療科(94)										
	理 療 科(51)										
熊本県立 (1911創設)	普通科(73)	×・93	10	入学者選抜 合格者	願, 調, 健, 眼 受験票 写真票	国, 社, 数, 理, 英 国, 社, 数, 理, 英	健康診断 +機能検査(普 通科を除く) +面談(外部者) **	通・掲	禁 *可		点字時間延長あり。 *公立高校・他高等部との併願禁止, た だし盲学校の学科間の併願可。 **保護者同伴面談。
	保健医療科(73)		10								
	理 療 科(76)		20								
大分県立 (創設)	普通科(73)	×・93	10	入学検査 合格者	願, 調, 健, 眼	国, 社, 数, 理, 英 社, 作文, 面接 国(漢文を除く), 現 代社会, 選①・					普の学力検査は県立高校入試に準ずる。 点字時間延長あり, 口頭受検可。 *理Iまたは理療科目から選①。
	保健医療科		10								
	理 療 科		10								
宮崎県立 (1910創設)	普通科(73)	94・94	11	入学検査 合格者	願, 調, 健, 眼 志願者調査票 卒業(見込み) 証明書	国, 社, 数, 理, 英 重複障害は面接のみ 国, 社, 数, 理, 英	面接(本人・保 護者), 機能検査	通			1948年度から高等部設置。
	保健医療科(73)		9								
	理 療 科(76)		9								
鹿児島県立鹿児島 (1910創設)	普通科(73)	94・94	約10	入学者選考 合格者	願, 調, 健, 眼 写真	国, 社, 数, 理, 英・ 国社数理英, 常識**	面接(本人・保 護者)	通	可	×	1948年度から高等部設置。 *重複障害は別途の検査および面接。 **国I II, 社①(現社, 地理, 世界史, 日 本史), 数I, 理①(理I, 生, 化, 物), 英 or 解剖生理。
	保健医療科(73)		約10								
	理 療 科(76)		約10								
沖縄県立沖縄 (1921創設)	普通科(73)	94・94	[?](77)	入学者選考 合格	願, 調, 健, 眼 住民票簿本 家庭調査書	?	面接, 発達検査 等	通・校			専攻科に保健医療科を1995年度開設準備。 *国, 数I, 理I, 社①(政経, 現社), 英 語 or 保健医療。
	保健医療科(73)										
	理 療 科(76)										

表2 公立聾学校における高等部入学者選抜の状況

(1994 渡部作成)

学 校 名 (創設年度)	学 科 (開設年度)	資料年 県・校	定員 (学級)	重 複 (学級)	用 語	志願手続き	学力検査	面接・諸検査	発表	併願	2 次	備 考
北海道高等(高) (1970創設) [高1970]	普通科(70)	94・94	9		選考 合格者	願, 調, 健 写真 +卒業(見込み) 証明書(専攻科)	国, 社, 数, 理	面接	通・掲	可	○	同一高等部の中で第5志望まで併願可。
	被服科(70)											
	産業工芸科(70)											
	クリーニング科(70)											
	歯科技工科③(80) デザイン・被服科②(80)											
青森県立青森 (1925創設) [高?]	普通科(92)	94・94	9		選考 選抜 合格者	願, 調	記入なし	面接, 諸検査	通・掲		1993～理容科廃止。1994～被服科廃止。 普通科に普通・産業情報・生活の3コースあり。 選抜は調査書, 面接, 諸検査により行う。	
岩手県立盛岡 (?創設) [高?]	普通科(70)	94・×	12		選考 合格者	願, 調, 健	国, 社, 数, 理, 英	面接	通・交		○	
	産業工芸科(70)											
	産業工芸科(70)											
岩手県立一関 (1956分室開設) [高1960]	産業工芸科(60) 被服科(60)	94・94	9		選考 合格者	願, 調, 健	国, 社, 数, 理, 英	面接	通・掲		○	専攻科(1963～1978)。
宮 城 県 立 (1914創設) [高1948]	産業工芸科(48)	94・×	10	(79)	選考 合格者	願, 調 個人調査書	国, 社, 数, 理	面接	通・交		○	
	被服科(48)											
	産業工芸科(48)											
	理容科(48)											
	産業工芸科②(40)											
	被服科②(40)											
	理容科②(40)											
被服科②(40)												
秋 田 県 立 (1912創設) [高1951]	普通科(73)	94・94	8	(78)	選考 合格者	願, 調, 健 卒業(見込み) 証明書	国, 社, 数, 理 作文	面接	通・掲			1973—木工工芸科を産業工芸科に改組。 1973—理容師養成科を理容科に改組。
	被服科(51)											
	産業工芸科(51)											
	理容科(55)											
	印刷科(61)											
	被服科②(53)											
	産業工芸科②(53)											
	理容科②(58)											
	印刷科②(64)											
山形県立山形 (1927創設) [高1948]	普通科(94)	× 94	若干		選考 合格者	願, 調, オ	国, 社, 数, 理, 英 国I, 数I, 英I,	面接(本人・保 護者)	通・掲			理容科(本科・専攻科, 1951～1993)。 産業工芸科, 被服科(1948～1993)を普通 科に改組。
	産業工芸科②(74) 被服科②(71)											

注1) 学科の上段は本科(3年課程), 下段は専攻科(専攻科の修業年限は○数字で示した, ②—2年課程)である。学科で異なる事項は個々に表示した。一部の学科に関連する事項は「+」で示した。
 2) 資料とした選考要項・募集要項の年度を, 都道府県段階の一括資料は「県」の欄に, 各学校別の資料は「校」の欄に, 入試年度(西暦)で示した(資料1の聾学校関連資料の和暦に対応)。
 3) 入学手続きに必要な書類の内, 入学願書一願, 調査書一調, 健康診断一健, オージオグラム一オと略記した。他はできる限り略さず示した。
 4) 学力検査は, 分かる範囲で教科・科目を記載した。選②は2教科選択の略で, 選択の範囲は備考等に示した。
 5) 結果の発表方法について, 通知(郵便・電話等)一通, 文書の交付一交, 学校にて発表一校, 掲示発表一掲と略記した。
 6) 学科の開設年度は, 各校からの回答に基づいて, 現在の名称・修業年限の学科が認可された年度を表示した(一部に前身学科の発足年度が表示されている)。なお, 聾学校の場合には, 高等部の発足が戦後少し経ってからの学校も少なくないので, 高等部の開設年度を学校名の欄の[高]内に示した。
 7) 第2次募集に関する記述がある場合に, 「2次」欄に「○」を付けた。
 8) 要項等に記載されていない為に表示されていないが, 実際には実施されている事項があることに留意のこと。

(表2-その2)

学 校 名 (創設年度)	学 科 (開設年度)	資料年 県・校	定員 (重 複 級)	用 語	志願手続き	学力検査	面接・諸検査	発表	併願	2次	備 考
福 島 県 立 (1908創設) [高?]]	普 通 科 (76) 産 業 科 (60) 風 業 科 (75) 被 服 科 (60)	94:94	若干 若干 若干		選考 合格者	願, 調 障害を証明する 書類	国, 社, 数, 理, 英	面接	通・掲 禁		高等部の学科間, 公立高校との併願禁止。
茨 城 県 立 水 戸 (1908創設) [高1952]	普 通 科 (71) 産 業 科 (71) 被 服 科 (52) 理 容 科 (65)	93:94	18	(74)	選考 合格者	願, 調	国, 社, 数, 理	面接 (本人・保 護者)	通・校	2学 科ま で併 願可	○ 農業科 (1953~1961)。 本校卒業者の専攻科受験は面接のみ。
	理 容 科①(68)										
栃 木 県 立 (1909創設) [高1948]	普 通 科 (65) 産 業 科 (73) 機 械 科 (73) 家 政 科 (48)	94:×		(72)	選考 合格者	願, 調		通・掲		木工工芸科(1948~)を産業工芸科に改組。 金属工芸科(1968~)を機械科に改組。	
群 馬 県 立 (1927創設) [高1948]	普 通 科 (90) 情 報 デ ザ イ ン 科 (90) 理 容 科 (53)	×:93	20		合格者	願, 調	国, 社, 数, 理, 英	面接	校	○	洋裁科・和裁科(1948)→被服科(1956~91)。 工芸科(1948)→木工工芸科(1964)→産 業工芸科(1973~91)。 印刷工芸科(1964)→印刷科(1980~91)。 理容科(1948)→理容科(1953~)。 *応募資格は高等部理容科を卒業した者の み。
	理 容 科①(74)										
埼 玉 県 立 坂 戸 (1951分校開設) [高1948]	産 業 工 芸 科 (73) 被 服 科 (73)	93:94	12 9	(78) (78)	選考 入学許可候補者	願, 調 個人調査表	国, 社, 数, 理, 英作文 (3つのテーマから選 ①, 400字以上)	面接, 聴力検査・ 聴能検査, 運動能 力検査・技能検査	通・校 禁		木材工芸科→産業工芸科。洋裁科→被服科。 併願は原則禁止。志願先の変更可。 面接は本人・保護者。
埼 玉 県 立 大 宮 (1923創設) [高?]	産 業 工 芸 科 (52) 被 服 科 (53) 理 容 科 (56)	93:94	12 9 9	(77)	選考 入学許可候補者	願, 調 個人調査書 受験票	国, 社, 数, 理, 英作文 (2~3のテーマから 選①, 400字以上)	面接(本人・保護 者), 必要に応じて他 の諸検査等	通・校 禁		木材工芸科→産業工芸科。 併願は原則禁止。志願先の変更可。 理容科は全県域, 他学科は通学区域制。
千 葉 県 立 千 葉 (1931創設) [高1947]	普 通 科 (47) 被 服 科 (60) 理 容 科 (53) 教 養 科②(56) 被 服 科②(63) 理 容 科②(56)	93:×			選考 合格者 入学許可候補者	願, 調, 健 卒業 (見込み) 証明書, 他		面接 健康診断等	交 禁		技芸科→被服科(1963)。 専攻科普通科→教養科(1990)。 健一健康診断・療育手帳・身体障害者手帳 等の掲示。 公立高校との併願禁止。
都 立 石 神 井 (高) (1962創設) [高1962]	普 通 科 (62) 印 刷 ビ ジ ネ ス 科 (92) 情 報 機 械 科 (92) 家 政 科 (70) 印 刷 ビ ジ ネ ス 科②(92) 情 報 機 械 科②(92) 家 政 科②(70)	94:×		(74)	入学相談 入学許可候補者 の決定	願, 調 診断書 or 障害 者手帳の提示 住民票 考査料50円	国, 数, 英	面接 健康診断	交		印刷科→印刷ビジネス科。 工芸科→金属工業科→情報機械科。 被服 (和裁・洋裁) 科→家政科。
都 立 大 田 (高) (1962創設) [高1962]	普 通 科 (62) 家 機 械 科 (62) グ ラ フ ィ ッ ク ア ー ツ 科 (62) 家 政 科②(62) 機 械 科②(62) グ ラ フ ィ ッ ク ア ー ツ 科②(62)	94:×		(62)	入学相談 入学許可候補者 の決定	願, 調 診断書 or 障害 者手帳の提示 住民票 考査料50円	国, 数, 英	面接 健康診断	交		被服科→家政科(1968)。 工芸科→機械科(1968)。 印刷科→グラフィックアーツ科(1991)。 本科家政科は生活科学科に変更予定。

(表2-その3)

学 校 名 (創設年度)	学 科 (開設年度)	資料年 原:校	定員	重 複 (学 級)	用 語	志願手続き	学力検査	面接・諸検査	発表	併願	2次	備 考
都立綾瀬(高) (1960創設) [高1960]	普通科(60) 機械工業科(60) 家政科(60) 機械工業科②(60) 家政科②(60)	94	×		(74)	入学相談 入学許可候補者 の決定	願, 調 診断書 or 障害 者手帳の提示 住民票 検査料50円	国, 数, 英, 面接 健康診断	交			1994から学科の下にコース(系)を設定。 木材工業科→室内工業科(1970)→産業工 芸科(1973)→1995変更予定。 被服科→家政科(1994)。 専攻科では校内操作で普通科を設置 (1975~91)。
都立立川 (1951創設) [高?]	普通科(60) 職業科②(60)	94	×		(71)	入学相談 入学許可候補者 の決定	願, 調, 診断書 or 障害者手帳, 住民票, 50円	国, 数, 英, 面接 健康診断	交			高3からコース制に分かれる(和裁, 洋裁, インテリア, 情報機械, 情報デザイン, 情 報ビジネス)。
川崎市立 (1951創設) [高1962]	普通科(62) 被服科(62)	×	94		(?)	入学検査 合格者	願, 調	国社数理英, 作文 面接(本人・保 護者)	通・掲 禁			県内他校との併願禁止。
横須賀市立 (1929創設) [高1959]	普通科(50)	×	94	9		入学検査 合格者		国, 社, 数, 理, 英, 面接	通・掲 可			
横浜市立 (?創設) [高?]	生産流通科	×	93	9		検査 合格者	願, 健 成績証明書 写真	国, 社, 数, 理, 英, 面接(本人・保 護者)	校			第2学年以上も欠員募集あり。
神奈川県立平塚	産業工芸科 理容科 被服科 印刷科 産業工芸科 理容科 被服科 印刷科	93	×	5 5 5 5 5 5 5 5		選抜 合格者	願, 調 他	国, 社, 数, 理, 英, 面接(本人・保 護者) 医師検診	交			
新潟県立長岡 (?創設) [高?]	被服科 産業工芸科 産業工芸科	94	×	9 9 9		選抜 合格者	願, 調, 健 その他	面接				
新潟県立新潟 (1927創設) [高1951]	普通科(70) 被服科(51) 産業工芸科(59)	94	94	9 9 9		選抜 合格者	願, 調, 健	なし 面接	交・掲			造形科・農業科(1951~70)。 校長を委員長とする入学者選抜会議が, 調 査書, 健康診断書, 面接で総合的に審査。
富山県立富山 (1932創設) [高1948]	産業工芸科(94) 家政科(94) 機械科(94) 産業工芸科②(94) 生活情報科②(94) 機械科②(94)	93	94	約 10 約 10	(48) (48) (60)	選抜 入学検査 合格者	願, 調, オ +卒業(見込み) 証明書(専攻科)	国, 数 面接 聴力検査	校・通	○		木工科(本科1948, 専攻科59)→産業工芸科。 被服科(本科1948)→家政科。 被服科(専攻科1959)→生活情報科。 金属工芸科(1968)→機械科。
富山県立高岡 (1952分校開設) [高1963]	機械科(63) 家政科(63)	93	94	約 10	(72) (72)	選抜 入学検査 合格者	願, 調	国, 数, 作文 面接 聴力検査	校・通	○		分校→本校昇格(1965)。 被服科(1963)→家政科。
石川県立 (1908創設) [高1948]	普通科(75) 被服科②(75) 産業工芸科②(75)	×	94	約 9 約 9		選考 入学の可否 合格者	願, 調	国, 社, 数 面接 +保護者面接 (普) 課題論文	通			普通科(1959~71)。理容科(1948~93)。 現在の普通科は, コース制を採用(産業工 芸, 被服, 生活技能)。被服科・木材工芸科 (1948)→名称変更・コース化(1975)。

(表2-その4)

学 校 名 (創設年度)	学 科 (開設年度)	資料年 限、校	定員 重 複 (学 級)	用 語	志願手続	学力検査	面接・諸検査	発表	併願	2次	備 考
福 井 県 立 (1915創設) [高1948]	被 服 科 (72)	93:94	10	}	選考 合格者	願, 調, 健, オ	国, 社, 数, 理, 英	面接 (本人・保 護者) 健康診断 (必要 な時)	通		工芸科(1934)→木材工芸課程(1948)→産業 工芸科。家庭技芸課程(1948)→被服科。 クリーニング科 (1964~85)。 専攻科は従来の2年課程が1971より1年課程。
	被 服 科①(71)										
山 梨 県 立 (1948創設) [高1948]	普 通 科 (48)	93:94		別 に 定 め る	選考 選抜 入学許可予定者	願, 調, 健(オ) 住民票	国, 社, 数, 理, 英	面接 聴力検査 身体検査	校		
長 野 県 立 長 野 (1903創設) [高?]	産 業 工 芸 科 (50)	94:94	若干 若干	}	選考 入学検査 入学許可者	願, 調, 他	国, 社, 数, 理, 英	面接	通・掲		
被 服 科 (50)											
長 野 県 立 松 本	産 業 工 芸 科	94	×	若干 若干	選考 入学許可	願, 調, 他		面接	通		
岐 阜 県 立 岐 阜 (1931創設) [高?]	産 業 工 芸 科 (?)	93	×	}							工芸科・裁縫科(1931)→名称変更(?)。 1994よりコース制を整備一産業工芸科(木 工, 窯業), 被服科(洋裁・紳士服), 理容 科。
	被 服 科 (?)										
静 岡 県 立 沼 津 (1949創設) [高1958]	理 容 科 (54)	93	×	}							
	産 業 工 芸 科②(54)										
生 活 応 用 科 (73)	理 容 科①(74)	94	9	}	選考 入学者の発表	願, 調, 健 写真	国, 社, 数, 理 作文	面接	通・掲		木工科 (1958) →産業工芸科 (1973) →廃 止 (1991)。 被服科 (1958~90)。
愛 知 県 立 一 宮 (1954創設) [高1957]	普 通 科 (82)	93:94	約9		選考 合格者	願, 調	国, 社, 数, 理, 英	面接・聴力検査 (外部からの受 験者)	通・掲		被服科 (1957~84)。
	被 服 科 (12)	93:94	約9	}	選考 合格者	願, 調	国, 社, 数, 理, 英	面接 (本人・保 護者)	通・掲		普通科は一時期募集停止 (1933~71)。 裁縫科 (~1933) →和裁縫科・洋裁縫科 (~1947) →被服科。 家具科 (~1940) →木工科 (~1947) →木 材工芸科 (~1952) →産業工芸科。
産 業 工 芸 科 (12)											
愛 知 県 立 名 古 屋 (1901創設) [高1947]	普 通 科 (73)	93:94	約9	}			英 I	面接 (本人・保 護者)	通・掲		
	被 服 科②(75)										
愛 知 県 立 豊 橋 (1898創設) [高1949]	産 業 工 芸 科 (12)	93	×	約9	選考 合格者	願, 調	国, 社, 数, 理, 英	面接 (本人・保 護者)	通・掲		被服科・工芸科・理容科 (1949~), 美容科 (1952~)が本科および専攻科にあったが, 1970年度以降次第に廃止。
	被 服 科①(12)										
愛 知 県 立 岡 崎	普 通 科 (82)	93	×	約18	選考 合格者	願, 他		面接, 健康診断, 他	通・校		
	産 業 工 芸 科 (47)	94	×	}	選考 合格者	願, 調 応募理由書	国, 社, 数, 理, 英		通		普通科設置を要望中。 * 工芸, 理容, 被服関係のいずれか。
被 服 科 (47)											
三 重 県 立 (1919創設) [高1947]	産 業 工 芸 科 (47)	94	×	}			国, 社, 数, 理		通		
	被 服 科 (66)										
工 被 理	産 業 工 芸 科②(51)	94	×	}			職業・		通		
	被 服 科②(60)										

(表2-その5)

学 校 (創設年度)	学 科 (開設年度)	資料年 限!校	定員	重 複 (学 級)	用 語	志願手続き	学力検査	面接・諸検査	発表	併願	2次	備 考
滋 賀 県 立 髙 野 高 等 [高1948]	機 械 工 業 科 産 業 工 業 科 印 刷 科 被 服 科 生 活 用 科	94	×			選考 入学許可予定者		面接、健康診断	通	禁		出願は1人1校、公立高校との併願禁止。
京 都 府 立 (1878創設) [高1948]	普 通 工 業 科 産 業 工 業 科 デ ザ イ ン 科 色 染 科 被 服 科	94	94	10 10 10 10 10	(73)	選考 入学者の決定	願 調査 I II 報告書	面接 普 A・B-国社数理 コミュニケーション 普 A-観察を含む 普 C-職業科-国社 数理英	通			普通科 A については観察を含め入学診断。
大 阪 府 立 生 野 高 等 (1984分離独立) [高1948]	普 通 工 業 科 機 械 工 業 科 印 刷 科 機 械 工 業 科 印 刷 科	94	94	9 9 9 10 10 10	(94)	入学者の決定 入学予定者	願、調 住民票、他	国、社、数、理、英 面接 健康診断		第2 志望 可	○	前身-大阪府立生野野学校(1926創設)。 本科被服科(1953-)→家政科。 専攻科被服科(1949-)→家政科。
大 阪 市 立 (1900創設) [高1948]	普 通 工 業 科 産 業 工 業 科 被 服 科	94	94	10	(92)	入学者の決定 入学予定者	願、調 住民票、他	面接(本人・保 護者) 国社数理英、作文		第2 志望 可	○	
大 阪 府 立 堺 (1955創設) [高1963]	普 通 工 業 科 産 業 工 業 科 デ ザ イ ン 科 歯 科 技 工 科	94	94	9 9 9 20	(?)	入学者の決定 入学検査 入学予定者	願、調、(健) 住民票、卒業(見 込み)証明書 +居住関係調査 (本科)	国、社、数、理、英 国 I、作文 面接、造形(彫 刻等)	通	第2 志望 可	○	工芸科(1967-)→デザイン科(73-)。 家庭科(1963-)→家政科(75-)。 歯科技工科は、1963年度に本科として設置、 1966年度より専攻科となった。 歯科技工科は選考日程が1か月早い。
兵 庫 県 立 神 戸	普 理 通 容 刷 科 理 印 理 印 刷 科 理 印 理 印 刷 科	×	93	27 18		選考 合格者	願、調、健、才 住民票、写真 卒業(見込み)証明書、単位修 得証明書	国、社、数、理、英 +作文(普通科のみ) 面接 +適性検査 (職業科のみ)	掲			
兵 庫 県 立 姫 路 (1948創設) [高1950]	普 産 通 工 業 科 産 業 工 業 科 被 服 科	×	94	75 50 50	(75)	選考 合格者	願、調、健、才 住民票、写真 +副申書(本科) +卒業(見込み) 証明書(専攻科)	国、社、数、理、英 面接	掲			工芸科(1950-)→産業工芸科(1975-)。 志願変更可。
奈 良 県 立 (1920創設) [高1947]	普 産 通 工 業 科 産 業 工 業 科 被 服 科	93	94	84 47 47	(90)	選考	願、調	面接 健康診断 聴力検査	通			1931に県立移管。 産業工芸科を産業システム科に、被服科を 生活情報科に変更申請中。
和 歌 山 県 立 和 歌 山 (1918創設) [高1949]	普 産 通 工 業 科 被 服 工 業 科 理 印 理 印 刷 科 普 産 通 工 業 科 被 服 工 業 科 理 印 理 印 刷 科	93	94	9 9 9 9 9 9		選考 合格	願、調	国、社、数、理、英 面接 作文、面接および書 類選考により決定	通			竹材工芸科(1952~83)。
鳥 取 県 立 鳥 取 (1910創設) [高1947]	普 産 通 工 業 科 産 業 工 業 科 被 服 科	×	94	10 10 10		選抜 選考 合格者	願、調、健、才	面接+実力テス ト(普通科)+適 性検査(職業科)	通・校			表具科(～1990)。

(表2-その6)

学 校 名 (開設年度)	学 科 (開設年度)	資料年 県:校	定員	重 複 (学 級)	用 語	志願手続き	学力検査	面接・諸検査	発表	併願	2次	備 考
島根県立松江 (1910創設) [高1947]	普通科(93) 産業技術科(93) 産業被服科(93) 産業被服科(93)	93:94	若干 若干 若干 若干	(47)		選考 合格 入学許可	願, 健, オ 指要録の写し	国, 数, 英 国, 数 国, 数	面接	通		木材工芸科(1947)→産業工芸科(74)→産業技術科。 被服科(1947)→産業技術科。 専攻科—木材工芸科(1952)→産業工芸科 →産業技術科。被服科(52)→産業技術科。
島根県立浜田 (1953創設) [高1955]	美術工芸科(59) 被服科(59)	93:94	若干 若干			選考 合格者	願, 健, オ 指要録	Aコース:国,数,社 Bコース:諸検査	面接 +運動能力テスト (被服科)	通		家庭科(55)→普通科(56~58)。 A—将来職業自立が可能な者。 B—将来身辺自立が可能な者。
岡山県立岡山 (1908創設) [高1948]	産業工芸科(48) 被服科(48) 産容科(48) 理容科①(76)	×:94	若干 若干 若干	(90) (90)		選考 入学許可	願, 健, オ 聴こえの記録 指要録の抄本	国, 社, 数, 理, 英	面接 +実技テスト (被服科)	通		理髪科(1944)→理容科。 工芸科(1938)→工芸科→産業工芸科。 裁縫科(1938)→被服科。
広島県立広島 (1914創設) [高1948]	産業工芸科(73) 機械科(70) 被服科(48) 産容科(48) 理容科①(90)	×:94	若干 若干 若干 若干			入学志願者調査 合格	願, 調 +オ(本科)	国, 社, 数, 理, 英		通		木材工芸科(1948)→産業工芸科。 金屈加工科(1961)→機械科。 調査は教育計画の資料とするためを明記。 * 将来の夢, 400字以上・事前に提出。 * 理容理論実習, 公衆衛生, 皮膚科学。 専攻科理容科への進学は高等部理容科の卒業者(原則として)。
同・呉分校 (1952創設) [高1966]	普通科(66)	×:94				入学調査 入学許可者発表	願, 調*, 健	別途通知		通		* 報告書または指要録の写し。 本校中学部卒には入学調査は行わない。
広島県立尾道 (1955創設) [高1966]	普通科(66)	×:94		(66)		入学者面接	願	なし	面接	通	○	
山口県立山口 (1907創設) [高1948]	産業情報科(90) 生活情報科(90)	×:94	12 12	(93) (92)		選抜 合格者	願, 調	国, 社, 数, 理, 英		通・校	○	木材工芸科(1948)→工芸科(71)→ 産業工芸科(73)。被服科(48)・印刷科 (60)・産業工芸科を改組(1990)。
徳島県立徳島 (1931創設) [高?]	普通科(93) 産業被服科(53) 産業被服科(13) 産業被服科(51) 産業工芸科①(54) 産業被服科①(54) 産業被服科①(54)	×:94	若干 若干 若干 若干 若干 若干 若干	(?) (?)		選考 合格	願, 調, 健, オ 受験票	国, 社, 数, 理, 英 なし	面接(本人・保 護者)	校		被服科一和裁コース, 洋裁コース。 理美容科—理容コース, 美容コース。 専攻科は書類選考および面接のみ。
香川県立香川 (1908創設) [高1948]	産業工芸科(48) 被服科(48) 産容科(57) 産業工芸科①(56) 産業被服科②(56) 産業被服科②(57)	×:93	若干 若干 若干 若干 若干 若干	(90)		選考	願, 調	国, 社, 数, 理, 英 なし	面接	通		工芸科→木材工芸科→産業工芸科。 専攻科は面接, 内申等の総合選考による。
愛媛県立宇和 (1952創設) [高?]	普通科(63)	94:94	10			選抜 合格者	願, 調, 健	国, 社, 数, 理, 英	面接	掲	禁	高等学校・他の特殊学校高等部との併願禁 止。
愛媛県立松山	産業工芸科 被服科 産容科	94:×				選抜 合格者	願, 調, 健		面接			

(表2-その7)

学 校 (創設年度)	学 科 (開設年度)	資料年 県:校	定員 (重 複 級)	用 語	志願手続き	学力検査	面接・諸検査	発表	併願	2次	備 考
高 知 県 立 高 知 (1929創設) [高1948]	普通科(92) 工業科(92) 被服科(92) 美容科(92) 自動車装(92)	93:94	若干 若干 若干 若干		選考 合格内定者 合格者	願 入学志願者報告 書	国, 社, 数, 理, 英 面接(本人・保 護者) 身体的・心理的 諸検査	通・掲 可	○		木工科(1948～)→産業工芸科(73～) 理容科(48～)+美容科(54～)→理美容科。 本科の4職業科を再編→産業技術科(92)。 合格内定者を先に通知し, 約1週間後に合 格者を確定し掲示する。 高等部本科の2学科間で併願可。
福岡県立福岡高等 (1989創設) [高1989]	普通科(89) 基礎技能コース 産業技術科(92) 商業技術科(92) 理容科(92)	93:94	30 10 10 10	5人(83)	選考 合格	願, 調 他	国, 社, 数, 理, 英 国社数理を含む内容 国I, 数I, 理社, 作文	面接(本人・保護 者), 聴覚関係の 検査+心理検査 (普通科)+心 理面接(基礎コ)	校		専攻科理容美容科は本科理美容科卒業者のみ。 本科3年次から理容・美容コース開始(3年制)。 専攻科はコース制-産業技術科(インテリ ア), 商業技術科(ビジネス・生活文化), 理容美容科(理容・美容)。
佐 賀 県 立 (1924創設) [高1947]	産業工芸科(41) 被服科(41) 理容科(41) 美容科(41)	94:94	8 8 8 8		選考 合格者	願, 調 写真台帳	国, 社, 数, 理, 英 面接 聴力機能検査	通			木工工芸科(1941～)→産業工芸科。 被服科[洋裁・和裁](1941～)。
長 崎 県 立 (1898創設) [高1947]	理容科(62) 工業科(11) 被服科(62) 理容科(11) 産業技術科(62) 被服科(62) 理容科(62)	×94	18	(?)	選考	願, 調	国, 社, 数, 理, 英	通			本科2年より4つの職業科に分かれる。 本科卒業後2年間の専攻科教育を行う(専 門教育4年制)。
熊本県立熊本 (1911創設) [高?]	産業工芸科(11) 理容科(94) 普通科(90) 工業科(14) 理容科(37)	×94	10 10 10 5 5		選抜 合格者	願, 調 受験票 写真票	国, 社, 数, 理, 英 なし	校	禁		整容科→理容科。 被服科-本科(1911～90)専攻科(14～93)。 他の高等部及び公立高校との併願禁止。 専攻科は調査書に基づき選抜。
大 分 県 立 (1908創設) [高1948]	被服科(48) 理容科(48) 産業技術科(58) 被服科(58) 理容科(58)	×94	9 9 9 9 9		入学検査 合格	願, 調 卒業証明書 or 在学証明書	国, 社, 数, 理, 英 面接(本人・保 護者) 聴覚検査(本校 生を除く)	掲			木工工芸科→産業工芸科。 さらに高等部専攻科に進学できる。
宮崎県立都城 (1927創設) [高1949]	産業工芸科(49) 被服科(49) 理容科(49) 理容科(50)	94:94	9 9 9 9	1人 (77)	検査 合格者	願, 調 聴覚障害の証明 住民票	国, 社, 数, 理, 英 なし	面接(保護者同 伴)	通・校		専攻科は面接のみ。
宮崎県立延岡 (1928創設) [高1957]	産業工芸科(73) 被服科(73)	94 ×	9		合格者	願, 調 聴覚障害の証明 書		通・校			木工工芸科(1957～)→産業工芸科。 家庭科(1957～)→被服科。
鹿児島県立鹿児島 (1903創設) [高1948]	産業工芸科(48) 被服科(48) 理容科(48) 理容科(51)	94:94	10 10 10 10	(90) (90) (90)	選抜 選考	願, 調*, 健	国, 社, 数, 理, 英 国, 数, 専門教科	面接	内示 通	○	* 専攻科は卒業証明書または成績証明書。 選考の結果は関係学校長に内示した数日後 に, 受験者へ文書で通知。
沖縄県立沖縄 (1959創設) [高1961]	普通科(61)	94:94	9		選抜 合格	願, 調, 健, 才 住民票謄本 写真	国, 社, 数, 理, 英 面接(本人・保護 者)+知能検査 (必要に応じて)	通・校			工芸科・被服科(1961～85)。

II. 聾学校

1. 高等部の学科開設状況³⁾

1994年度において高等部を設置している聾学校は、都道府県100校(7分校を含む)中の65校⁴⁾(1分校を含む)、市立4校中の4校、国立1校中の1校、私立1校中の0校である。この内、高等部のみを設置した高等部単置校は6校(北海道高等、都立石神井、同大田、同綾瀬、大阪府立生野高等、福岡県立福岡高等)である。1都道府県の聾学校2校以上に高等部があるのは、岩手県(県立2校)、埼玉県(県立2校)、千葉県(県立1校、国立1校)、東京都(都立4校)、神奈川県(県立1校、市立3校)、新潟県(県立2校)、富山県(県立2校)、長野県(県立2校)、愛知県(県立4校)、大阪府(府立2校、市立1校)、兵庫県(県立2校)、島根県(県立2校)、広島県(県立3校)、愛媛県(県立2校)、宮崎県(県立2校)であり、他の32道府県は1高等部のみであった。表2に、国・私立を除く公立69校における高等部の入学者選抜を一覧にした。

設置学科は、盲学校よりも種類が多く、普通科、機械科、窯業科、産業工芸科、デザイン科、印刷科、金属工業科、家政科、被服科、理容科、美容科、クリーニング科、歯科技工科、美術科などに及んでいる。

聾学校での普通科の設置は盲学校よりも遅れており、本科で普通科を設置しているのは1989年度以降に9校増加して、計43校である(普通科未設置は、岩手県立一関、宮城県立、埼玉県立坂戸、同大宮、神奈川県立平塚、新潟県立長岡、富山県立富山、同高岡、福井県立、長野県立長野、同松本、岐阜県立岐阜、三重県立、滋賀県立聾話、島根県立浜田、岡山県立岡山、広島県立広島、山口県立、香川県立、愛媛県立松山、佐賀県立、長崎県立、大分県立、宮崎県立都城、同延岡、鹿児島県立鹿児島島の26校)。

聾学校の場合、設置学科の再編が盲学校より頻繁に行われている。「盲学校及び聾学校の高等部の学科を定める省令」(1966年制定施行)の1972年(1973年度から施行)改正で工芸科・塗装科が産業工芸科・金属工業科に、1989年(1994年度から施行)改正で窯業科・金属工業科が材料技術科・セラミック科に変更されている。普通科への改組の他に、情報デザイン科(群馬県立)、教養科(千葉県立千葉)、印刷ビジネス科・情報機械科(都立石神井)、グラフィックアーツ科(都立大田)、生産流通科(横浜市立)、生活情報科(富山県立富山、山口県立)、生活技能科(静岡県立沼津)、産業技術科(島根県立松江、高知県立高知、福岡県立福岡高等)、産業情報科(山口県立)、商業技術科(福岡県立福岡高等)などの新学科への再編・移行が見られた。

なお、歯科技工科は専攻科に2校のみ(北海道高等、大阪府立堺：公立2校に国立筑波大附属を加えると3校)の設置である(大阪府立堺では歯科技工科の選考日程が他よりも1か月早い)。

2. 定員

定員に関する何らかの記述があったのは、54校である。

その内、具体的な人数を定めない記述としては、「別に定める」1校(山梨県立)、「若干名」11校(山形県立山形、福島県立、長野県立長野、同松本、島根県立、同浜田、岡山県立岡山、広島県立広島、徳島県立、香川県立、高知県立)であった。

人数を示した42校において、旧々標準法の「10人」が10校(宮城県立、群馬県立、富山県立富山、同高岡、福井県立、京都府立、鳥取県立鳥取、愛媛県立宇和、福岡県立福岡高等、鹿児島県立)4科

(大阪府立生野高等専攻科, 同堺専攻科, 大阪市立専攻科, 熊本県立熊本本科), 旧標準法の「9人」が23校(北海道高等〔2学科を除く〕, 青森県立青森, 岩手県立盛岡, 同一関, 茨城県立水戸, 埼玉県立坂戸, 同大宮, 横須賀市立, 横浜市立, 新潟県立長岡, 同新潟, 石川県立, 愛知県立一宮, 同名古屋, 同豊橋, 同岡崎, 兵庫県立神戸, 和歌山県立和歌山, 山口県立, 大分県立, 宮崎県立都城, 同延岡, 沖縄県立沖縄) 3科(秋田県立専攻科, 静岡県立沼津本科, 大阪府立生野高等本科), 新標準法の「8人」が1校(佐賀県立) 1科(秋田県立本科)であった。他に「5人」というのが1校(神奈川県立平塚) 1科(熊本県立熊本専攻科)あった。なお, 人数に「約」をつけて幅を持たせていたところが7校あった。

定員に関する記述のなかったのは, 15校である。その中には, 盲学校と同様に, 意識的に定員を定めていない(明示していない)ところがあると推定される。

3. 重複障害学級

重複障害学級を設置していたのは32校(図2: 認可年度判明26校, 不明6校)であり, 盲学校よりも少なかった。聾学校の場合, 学科としては, むしろ普通科は半数の15校(秋田県立, 茨城県立水戸, 栃木県立, 都立石神井, 都立大田, 都立綾瀬, 都立立川, 川崎市立, 京都府立, 大阪府立生野高等, 同堺, 大阪市立, 兵庫県立姫路, 広島県立尾道, 福岡県立福岡高等)であり, 産業工芸科(男子)・被服科(女子)などの職業学科にも設置されていることが特徴的であった。

なお, 未設置校の中にも, 教員を加配したり, 校内操作で重複障害学級を設けたり, 教育課程上のコースや類型を設けているところがある。

4. 入学者選抜に関連した用語

入学者選抜に関するキーワード的な用語としては, まず選ぶ行為を表現する用語として, 「選抜」が16校, 「選考」が40校であり, 盲学校と同様に「選考」の方が多かった。しかし, 両者の意味を厳密に区分して用いているかについては同じく判然としない。他には, 「入学相談」(都立石神井, 同大田, 同綾瀬, 同立川), 「(入学)検査」(川崎市立, 横須賀市立, 横浜市立, 富山県立富山, 同高岡, 長野県立長野, 大阪府立堺, 大分県立, 宮崎県立都城), 「入学者の決定」(京都府立, 大阪府立生野高等, 同堺, 大阪市立), 「入学志願者調査」(広島県立広島), 「入学調査」(広島県立広島呉分校), 「入学者面接」(広島県立尾道)があった。なお, 広島県立広島聾学校は, 「入学志願者調査」は教育計画の資料とするために行うことを明記していた。

結果を表現する用語としては, 「合格」「合格者」が46校と最も多かった。他には, 「入学許可候補者(入学許可予定者)」(埼玉県立坂戸, 同大宮, 千葉県立千葉, 都立石神井, 同大田, 同綾瀬, 同立川, 山梨県立, 滋賀県立聾話, 岡山県立岡山), 「入学予定者」(大阪府立生野高等, 同堺, 大阪市立), 「入学許可(者)」(長野県立長野, 同松本, 島根県立松江, 岡山県立岡山, 広島県立広島呉分校), 「入学の可否」(石川県立), 「入学者の発表」(静岡県立沼津)があった。

5. 志願手続き

志願手続きとしては, 願書, 調査書の提出を基本に, 健康診断書, オーディオグラム, 住民票などが加わる。オーディオグラムは, 聾学校の特色である。専攻科の場合は, 調査書に代えて卒業(見込み)証明書・成績証明書, 診断書に代えて障害者手帳の写しなどのこともある。なお, 盲学校と同じく, 学校によって必要書類に幅があり, また同一校の中学部から進学する場合は省略できるもの

も少なくない。

6. 学力検査・面接・諸検査

まず、本科についてみると、データの得られた59校の内、学力検査を実施していたのは55校であった。具体的には、国語、社会、数学、理科、英語の5教科を行うところが38校1学科(コースを含む)と多く、4教科以下のところは16校1学科(国社数理-6校1学科, 国数英-都立4校と1学科, 国社数-1校1学科, 国数-3校1学科)であった。教科に加えて、作文(8校1学科, 広島県立広島は「将来の夢」のテーマで事前に提出する方式)、コミュニケーション(京都府立AB)を追加するところもある。本科で学力検査を実施していなかった4校は、調査書・面接・諸検査(青森県立青森)、調査書・健康診断書・面接(新潟県立新潟)、同校の中学部卒業生には入学調査を行わない(広島県立広島呉分校)、願書・面接(広島県立尾道)であった。

専攻科については、データの得られた33校の内、学力検査を実施していたのは25校であった。専攻科で国社数理英の5教科を実施していたのは5校(神奈川県立平塚, 福井県立, 大阪市立, 兵庫県立神戸, 同淡路, 大分県立)と少なく、4教科以下のところ、専門教科等を加えるところが多かった。聾学校の専攻科で特徴的なことは、学力検査を課さないところが8校(書類選考-秋田県立, 群馬県立, 熊本県立熊本, 課題論文-石川県立, 作文・面接・書類選考-和歌山県立和歌山, 面接・書類選考(内申等)-徳島県立, 香川県立, 面接-宮崎県立都城)もあったことである(他に、茨城県立水戸-同校卒業生の専攻科受検は面接のみ)。本科の途中から各職業教育コースに分けて専攻科へつなげるところもあり、職業教育の面から本科-専攻科を一貫教育と捉える傾向が認められた(専攻科理容科は本科理容科からの進学に限るところがある)。

学力検査以外では、面接を課しているところが59校1科あった(本人・保護者面接を含む)。他に、健康診断、聴力・聴能検査、運動能力検査、技能検査、適性検査、実技テスト、知能検査、心理検査などがあった。ただし、聾学校の職業学科で適性検査を実施するところは、盲学校のように多くはなかった。

ところで、盲学校と同様に、重複障害者の場合に選考方法を別途に記載している例として、観察を含め入学診断(京都府立)、面接・運動能力テスト(島根県立浜田)、国者数理を含む内容の学力検査・心理面接(福岡県立福岡高等)があった。

7. 発表

結果の発表方法は、盲学校と同様に、郵便・電話等による通知、文書の交付、学校における掲示、学校における発表などによって行われていた(数種類の組み合わせもあり)。特徴的な発表方式として、高知県立高知(合格内定者を先に通知し、約1週間後に合格者を確定し掲示)、鹿児島県立鹿児島(関係学校長に内示した数日後に受検者へ文書で通知)があった。

8. 併願

他高等部、公立高校等との併願の禁止を記載していたのは7校1科であった。逆に、聾学校の学科間で併願が可能なことを明記していたところもあった。

9. 二次募集

定員割れした場合等に二次募集することを記載していたのは15校であった。

III. 考察

1. 高等部における職業教育の保障

入学とは、学校を利用して教育を受ける身分を取得することをさし、在学関係の入口における行為とされる。希望者全入の場合には、入学希望を受けて校長が許可すれば入学となる。

高校への入学が今日のように「選抜」によることになったのは、学校教育法施行規則第59条の1963年の改正においてであった。それまでは、「高等学校の入学は、校長が、これを許可する。／入学志願者が、入学定員を超過した場合には、入学者の選抜を行うことができる。」と規定されており、「選抜」は定員を超過した時にのみ行うことができるものでしかなかった。逆に言えば、入学志願者が定員内の場合には全員入学を許可することとされていた⁵⁾。盲・聾学校の高等部への入学も同様に、それまでは定員内の希望者全入制を採っていた。

40～50%台に低迷していた高校進学率は、1960年前後から毎年約2～3%の上昇を始める。第59条が改正された1963年には、前年より約22万人多い166万人余りが進学している（進学率66.8%）。選抜への転換は、戦後ベビーブームによる学齢児の急増と進学希望者の増加に高校の条件整備が追いつかなかつたことが一つの要因とされる⁶⁾。従って、盲・聾学校高等部への選抜制の導入は、高等部が抱える問題からの帰結ではなく、高校政策から付随的にもたらされたものであった。

結論的に言えば、盲・聾学校の高等部は、1963年当時、なんら選抜を必要とする状況ではなかつた。すなわち、旧制高校等を急遽転用して整備された新制高校に対して、職業教育の一環として中等部、別科、研究科などが戦前から整備されていた⁷⁾盲・聾学校にあつては、高等部の設置は戦後直後から当然のこととして進められた⁸⁾。文部省の『学校基本調査』で確認できる高等部の設置状況は、盲学校が1951年度77.6%・1959年度84.2%、聾学校が同じく71.4%・69.6%であった⁹⁾。また、進学率も統計が始まった1967年度（高校進学率74.5%）において、盲学校はすでに96.9%、聾学校も84.5%に達していた¹⁰⁾。

むしろ盲・聾学校においては、職業教育の必要性から高等部への進学が促進された。ここで問題となる「適格者主義」とは「職業教育の可能性」のことであり、「職業教育の可能性」のある者に関しては、1学年の生徒数も少ないことから定員内の希望者全入が進められたとみてよい。

2. 「振り落とし」機能から「振り分け」機能へ

「選抜」が実質的な意味を持つとすれば、「職業教育の可能性」が乏しいとされる重複障害者の入学に関してであろう。

ところで、学校教育法第47条は「高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする」と、高校への入学資格を規定している。さらにこれを受けて、学校教育法施行規則第63条において、中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者が規定されている¹¹⁾。

盲・聾学校の高等部への入学資格は、上記に加えて学校教育法施行令第22条の2に規定されている盲者等の心身の故障の程度が追加される。法規上は、中学部（中学校）を卒業した（または同等と認定された）重複障害者を除外する規定はいずれにも存在しない。

「重複」障害の概念は、1962年文初特第380号通達「学校教育法および同法施行令の一部改正に伴う教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育的措置について」において「二つ以上の障害をあ

わせもつ者」として初めて登場し、1964年に追加された学校教育法施行規則第73条の11(後に12へ)「特別の教育課程」の1972年の施行規則一部改正による高等部への適用により、高等部における重複障害者の教育は法規上の位置づけを得た。標準法においても、1969年の公立義務教育諸学校に関する改正に続いて、1974年の公立高校に関する改正で、高等部に「重複障害学級」(1学級5人、1980年改正で3人へ)の認可を得ている。また、教育実践においても、1961年より文部省は特殊教育実験校による重複障害教育の実験に着手している。

図1・2に、全国の盲・聾学校における重複障害学級の開設年度を学部別に図示した。小・中学部での対応からは遅れが見られるものの、重複障害者等に関する特例を盛り込んだ高等部学習指導要領(1972年改正)が施行された1973年度、ないし標準法上の裏付けを得た1974年度以降、権利保障運動を背景とした養護学校教育の義務化とも関わりながら、盲・聾学校の高等部にも重複障害学級が設置され始めたことが分かる¹²⁾。

盲・聾学校においては、今日、重複障害者を含む高等部への希望者全入が行われているとほぼみなし得る。すでに見たように、重複障害者には学力検査を課さなかったり、他の方法で代替している学校もあった。中には、意識的に定員を明示しなかったり、「選抜」「合格者」の用語を回避しようとする傾向も認められた。

学校教育法施行規則第59条との関連で言えば、特別の事情がある時は学力検査を行わないですむ第2項を活用し、書類・面接等による形式上の「選抜」によって、入学者選抜制を求める現行法制下でも実質的に希望者全入を進めていた。すなわち、高等部への進学を希望すればいずれかの学科に受け入れられており、その意味において、「選抜」は本来の「振り落とし(selection)」機能の側面を失っていた。しかし、「職業教育の可能性」に基づく「振り分け(allocation)」機能を維持しており、「選考」という用語の登場は、こうした実態を反映したものといえた。

3. 普通教育の拡大と専攻科での専門教育の重視

ところで、1990年代に入って、盲・聾学校の高等部教育に新しい動向が認められる。それは盲学校に特徴的であるのだが、高等部の本科では普通教育を重視し、職業(準備)教育は専攻科において施そうとするものである。

盲・聾学校の高等部は、「盲学校及び聾学校の高等部の学科を定める省令」や高等部学習指導要領などの教育関連法規とともに、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」「理容師法」「美容師法」「歯科技工法」「理学療法士及び作業療法士法」などとも関連しており、各養成施設等の指定も受けている。社会全体の学歴が上昇し、各職業の専門性が高まり、国家試験の導入等を契機に、盲・聾学校における職業教育も専攻科重視になりつつある。盲学校において保健医療科を本科から専攻科に改組し、本科は普通科のみとする動向は、「職業教育の可能性」にかかわらず中学部卒業者を高等部普通科で受けとめ、いわゆる本科では普通教育を重視して専攻科で職業教育を行うという発想である。

盲・聾学校では、重複障害者を含めて3年間の後期中等教育の保障は当然のこととし、さらに専門教育を必要とする者には継続した専攻科での教育保障を行う時代に入ったと言えよう¹³⁾。

[追記] 本稿は、平成6年度文部省科学研究費補助金一般研究(C)・課題研究番号06610239「障害児の後期中等教育進学に関する実証的研究」の成果の一部である。なお、資料の収集に際して御協力いただきました各教育委員会、盲学校、聾学校および関係者に、記してお礼を申し上げます。

〔註〕

- 1) 文部省初等中等教育局特殊教育課『特殊教育資料(平成4年度)』1993に基づく、国公立盲学校の合計(1992年5月1日現在)で、本科は普通科58校、保健医療科56校、音楽科3校、家政科1校、その他1校、専攻科は普通科1校、理療科58校、保健医療科17校、理学療法科5校、音楽科2校、その他1校であった。急速に本科の保健医療科が専攻科に改組されつつあることが分かる。
- 2) 福岡県立福岡盲学校は、教育改善計画(1994)により1995年度限りで高等部を廃止し、1996年度より福岡県立福岡高等盲学校(仮称)として学年進行で改組する計画であるという。
- 3) 前掲『特殊教育資料(平成4年度)』に基づく、国公立聾学校の合計(1992年5月1日現在)で、本科は普通科41校、産業工芸科46校、被服科45校、理容科22校、機械科6校、印刷科6校、家政科5校、デザイン科3校、金属工芸科2校、美容科2校、窯業科1校、クリーニング科1校、美術科1校、その他6校、専攻科は普通科7校、理容科18校、産業工芸科16校、被服科15校、印刷科4校、美容科3校、歯科技工科3校、機械科2校、デザイン科2校、家政科1校、金属工芸科1校、窯業科1校、美術科1校、その他1校であった。
- 4) 公立聾学校数は、熊本県立天草聾学校が1993年度限りで廃校となったために、1992年度の101校(『特殊教育資料(平成4年度)』)から1校減って100校となった。また、高等部設置の公立聾学校数も、青森県立弘前聾学校が1992年度限りで、青森県立八戸聾学校が1993年度限りで高等部を廃止したために、1992年度の67校から2校減って65校となった。
- 5) 天城 勲『学校教育法逐条解説』学陽書房(1954)p.182。
- 6) 佐々木享『高校教育論』大月書店(1976)p.8。
- 7) 文部省普通学務局『全国盲学校及聾学校ニ関スル調査』(1931)によると、1930年5月1日現在で、全国の盲学校・聾学校102校において、盲児は初等部予科7人、初等部1,305人、中等部2,272人、別科377人、研究科79人、聾児は初等部予科587人、初等部2,792人、中等部546人、別科205人、研究科9人であった。特に盲教育において中等教育の整備が進んでいることが分かる。
- 8) 盲・聾学校の義務化運動は、「全国一致して高等部への義務制延長運動を展開し、盲・ろう教育の義務制は6・3・3を以て完成としなくてはならぬ」というように、高等部に義務制を延長する勢いであった(篠崎平和「義務制を更に高等部へ」日本教職員組合特殊学校部『特殊教育』67号、1956、巻頭言)。
- 9) 拙稿「養護学校における高等部の整備」『鳥取大学教育学部研究報告(教育科学)』第35巻第2号(1993)p.416。
- 10) 拙稿「障害児の後期中等教育への進学」『鳥取大学教育学部研究報告(教育科学)』第34巻第1号(1992)p.153。
- 11) ①外国において、学校教育における9年の課程を修了した者、②文部大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者、③文部大臣の指定した者、④学校教育法第23条(同法第39条第3項で準用する場合を含む)の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子女で、文部大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者、⑤その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者。
- 12) 重複障害学級の具体的な開設例として、例えば、京都府立盲学校・同聾学校『京都府盲聾教育百年史』(1978)pp.173-176, pp.252-254。
- 13) 職業教育一辺倒から次第に国民的共通教養の修得をも重視する方向に変化したことは、例えば岡本稲丸「職業教育の変遷—京都校の場合を中心に—」『ろう教育科学』第25巻第3・4合併号(1984)pp.121-130。なお、今から40年も前に、「職業教育に相当多くの授業時数を与えるために普通学の授業時数が甚しく減殺され、さなきだに普通教育の力の劣る児童が中学部から高等部までに受ける普通教育は極めて僅少のものとなる結果となる現状」を憂えて、中・高等部では普通教育を重視しつつ年限も延長し、「職業教育は職業科または専科として高等部卒業後において教育する方針」を提起する者のあったことは注目に値する(田中長治「特殊教育制度に対する希望」前掲『特殊教育』第29号、1953, pp.22-23)。

(1994年8月31日受理)